

第8回
食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

平成26年10月21日（火）

午後0時59分 開会

○長野室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回食品容器包装リサイクルに関する懇談会を開催させていただきます。

事務局の食品産業環境対策室長の長野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、足元のお悪い中、皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、菅谷委員以外全員ご出席ということで、ありがとうございます。

まず、事務局よりお手元の資料を確認させていただきます。

議事次第がございまして、次に資料1として、この懇談会の名簿、資料2といたしまして赤字で修正をしてあるとりまとめ案。そして、それをまた反映いたしました、資料3といたしましてとりまとめ案というもの。また、参考資料といたしまして、食品の容器包装に使用されているバイオプラスチックについてというものでございます。

もし不足の資料がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、冒頭のカメラ撮りはこちらまでということとさせていただきます。

では座長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○石川座長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。

前回の懇談会では、事務局で整理していただいた資料と私のほうで補足的なメモを出させていただいて、全体的に議論をしていただいたと思います。本日は、その際いただきました皆さんからのご意見であるとか、その後メールその他でいただいたご意見をベースに修正した資料、これ、皆様のもとに事前にたしかお送りしているかと思いますが、お手元にも印刷物があります。それをベースにご議論いただいて最終的なとりまとめを行いたい。それから、最後に懇談会全体を通じてのご感想、ご意見を皆様からいただければというふうに思います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○長野室長 それでは、赤字で修正した資料2に基づきまして、修正部分についてのみでございますが、簡単にご説明をさせていただきます。資料の2をごらんください。

まず、本とりまとめの性格ということで、食品の容器包装特有の課題に関する今後の容器包装リサイクル制度のあり方について取りまとめたものであるということ、また、合同会合における審議に反映されるよう検討を行ってきたというような位置づけを明確にしているところが1ページでございます。

3ページにまいりまして、消費者の立場というところで、3ページの真ん中ほどですけれども、「容器包装の排出抑制・再生利用等に係る費用を負担する一員として」ということで修正をさせていただきます。

続きまして5ページでございますが、これは全てのところにおいて同様の修辭上の修正というか統一ということを図っております。疑問形になっている部分を、何々することが必要であるという形で語尾を統一させていただきます。これにつきましては6ページも同様でございます。

7ページになりますけれども、店頭回収関係の効率的な分別回収方法の部分におきまして、対応方向の中ですけれども、食品の容器包装についての特別なことということで、購入頻度の高い食品の容器包装について店頭回収がされているということで、消費者への啓発効果が高いという理由をつけ加えさせていただきます。

また、先般法律的に位置づけずに自主的に取り組んでいくことが適当であるというご意見を踏まえまして、小売の事業者がCSRの観点であるとか集客効果等の観点から自主的に取り組んでいる

ものであり、全ての小売の事業者が実施可能ではないことから、引き続き容器包装リサイクル法の対象外として扱うべきであると整理をさせていただいております。

ただ、なお書きで追加をさせていただいておりますけれども、自治体によって廃棄物処理法の扱いが違うことが非常にいろいろとコストがかかるというところがございます、自治体に対して店頭回収された容器包装で有効活用が確実なものに関する廃棄物処理法上の取り扱いの明確化についてガイドラインを国が示すことが必要であるとなお書きを追加しております。

また、8ページになりますが、このところでマテリアルリサイクルの課題というところは書いてございましたが、ケミカルリサイクルの中でも、手法によっては生成されたガスをそのまま燃焼させているという実態もあるというところをつけ加えさせていただいております。

また、マテリアルの工業製品化の高付加価値化ということについてわかりやすくするため、家電製品であるとか自動車の部品といった高付加価値な工業製品化というふうに修正をさせていただいております。

また、8ページの下の対応方向でございますが、プラスチック製容器包装のリサイクル費用の低減を進めるために、前述の次期見直しの際に材料リサイクルの優先的取り扱いについて根本から再検討すべきと整理されていること等を踏まえまして、材料リサイクラーとケミカルリサイクラーの間の競争の活性化や材料リサイクルにおける高付加価値な工業製品化の促進はじめリサイクル手法内での競争の活性化等が図られるよう、環境整備を行うことが必要であると整理をしております。

また、循環型社会形成基本法に定める循環資源の利用・処分の基本原則におきまして、熱回収はリサイクルの次に位置づけられておりますし、現在の再商品化事業者の処理能力、非常にあるということでございます、それを踏まえればリサイクルを推進することが適当であるとしております。

しかしながら、食品の容器包装につきましては、簡単な洗浄では容易に付着物が除去できないものもあり、これを効果的にリサイクルをするためには、このようなりサイクルが困難な食品の容器包装廃棄物は、基本方針にも明記されているとおり、引き続き消費者が可燃ごみとして分別排出することが必要であるという整理にさせていただいております。

また、9ページの合理化拠出金の部分ですけれども、この制度の趣旨の明確化ということで、市町村と事業者双方の努力により得られた品質向上への貢献と最小化費用の低減の効果を市町村と事業者で2分の1ずつ分け合うということで、制度の記載の明確化を図っております。

続きまして、10ページにまいります、これはペットボトルの国内循環の部分でございますけれども、対応方向といたしまして、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、これらの廃棄物から得られたものを資源として再び国内で有効に利用することは重要であり、再商品化事業者の国際競争力の向上や、ボトルtoボトル等の需要の高い新たな再商品化を推進し、再生素材需要の拡大を促す必要がある。そして、このため、ペットボトルの国内循環量が増加するよう、市町村は現行の基本方針に既に明記されているとおり、容リ協へ円滑な引き渡しを図ることが必要である。また、国はこのような基本方針の規定について、改めて関係者に周知徹底することが必要である。さらに、独自処理の場合ですけれども、情報提供するということは基本方針に書いてございますが、最終利用先までというところは明記されてございませんので、最終利用先まで情報公開することが必要であるというふうに、さらにとりましてつけ加えさせていただいております。

続きまして11ページ、製品プラスチックと役務プラスチックの扱いということでございますが、これにつきましては、容器包装の範囲を超えるものであり、費用負担や再商品化手法、分別排出のあり方、異物・危険物混入の可能性等の課題もあることから、製品プラスチック・役務プラスチッ

クに係る関係者も含めた場を設け、中長期的に我が国におけるプラスチック全体の資源循環のあり方を検討する中で、その取り扱いを慎重に検討することが適当であるとしております。

また、指定ごみ袋につきましては、これを分別基準適合物化に当たり除去するという事は、市町村のコスト増加要因であります。指定ごみ袋に係るこの再商品化費用を市町村が負担する場合には、希望する市町村について、この分別基準適合物から除去不要とすることは検討に値するということですが、この支払いの管理コストが増加すること等の課題の整理が必要であるというふうにしております。

また、11ページ、環境配慮素材の中で、バイオプラスチックに加えまして容器包装由来の再生素材というお話もございましたので、これを追加しております。

そして下の部分、対応方向でございますけれども、バイオプラスチック——ちょっとその前に、参考資料のほうをちょっと1つここでご紹介をさせていただきたいと思っております。

先般、バイオプラスチックの現状、どうですかというお話が先生方からございまして、日本バイオマス製品推進協議会のご協力を得まして、食品の容器包装、いろいろバイオプラスチックというのは種類がございまして、現時点で日本等で食品の容器包装に使用されている大きく3つの、ポリ乳酸とバイオポリエチレンとバイオペットというものがございまして、これについて現状を、先生方ご指摘の項目を含めて整理をしております。

ポリ乳酸等につきましては、現在、国内で約5,790トンぐらいが流通をしております、キロ当たり180円から220円程度だと言われております。これが製造される場所はアメリカでございまして、その原料につきましては飼料用のデントコーンということだということでございます。また、石油由来の素材と混合した場合のリサイクル適性につきましては、このポリ乳酸というのが変形をする温度というのが50度と低いということなので、リサイクルを阻害するのではないかと、そういう可能性があるということでございましたが、現在、そういうものを分けて選別してリサイクルするという技術が開発済みだというふう聞いております。また、環境負荷の点につきまして、各LCAとしてできているデータをちょっと調べさせていただいたものでございますけれども、ポリ乳酸については容器使用後のリサイクルを含めてLCAで石油由来よりも温室効果ガスの排出は削減するという結果が、これは私どもの補助事業でございまして出ているということでございます。また、識別方法につきましては、これは3つ同様になりますけれども、やはり見た目では識別は不可能であるということ。ただ、全く調べられないというわけではなくて、放射性の炭素の年代測定というので、どれぐらいバイオマス由来のものがあるかということを科学的には測定が可能だと、ただしコストはかかるということでございます。

続きまして、バイオポリエチレンも同様のものについて整理をしております。国内の流通量というのが約4,400トン、そして製造場所はブラジルで、原料といたしましてはサトウキビの廃糖蜜と搾汁からつくっているということでございます。リサイクル適性につきましては、ポリ乳酸と違って石油由来のポリエチレンと物性は全く同じで、リサイクルも同様に可能だというふうに伺っております。LCAの結果でございまして、素材を輸入する段階までのLCAというのは、日本LCA学会のほうで発表されてございまして、こちらは素材輸入までのLCAを見ると石油由来のポリエチレンよりも温室効果ガスは減るということだということでございます。それ以降の製品製造のLCAは石油由来と同じということでございまして、全体としては減っているということだそうです。

バイオペットにつきましては、現在約8,000トンが流通をしているということで、台湾やインド

でサトウキビの廃糖蜜と搾汁から製造されているということでございます。こちらも石油由来のペットと物性が同じということで、リサイクルも同様に可能と、既に行われているということでございまして、環境負荷につきましては、これを捨てるどころまでのLCAのデータというのは大日本印刷さんの方でされてございまして、これは石油由来のペットよりも温室効果ガスの排出が削減されるということでございまして、製品製造のLCAは石油由来と同一ということだそうです。

大体このようなバイオプラスチックに関する整理があるということで、これを踏まえまして対応方向のほうを若干修正させていただいております。

資料2のほうの11ページに戻りますけれども、バイオプラスチックや容器包装由来の再生素材などの環境配慮素材を利用した場合のインセンティブ導入については、対象とする素材の範囲や使用量の確認方法等の課題の整理が必要である。さらに、バイオプラスチックにつきましては、リサイクル適性でありますとか食料との競合問題、CO₂削減効果等を踏まえた全体での環境負荷低減効果も明らかにすることが必要であるというふうにしております。

以上、12ページのそれ以降は修辭上の言い回しの統一ということでございまして、主立った修正箇所は以上のとおりでございます。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、修正された事項を中心にご議論いただきたいと思います。時間を効率的に使いたいということがありますので、大きく修正された点、5点ぐらいあるかと思います。効率的な分別・回収方法、それからプラスチック製容器包装の再商品化手法の見直し、ペットボトルの国内循環、それから製品プラスチック・役務プラスチックの扱い、最後が環境配慮素材の扱いかなどと思いますが、これ、1つずつご議論いただきたいと思います。

それでは、最初に効率的な分別・回収方法について、ご意見いかがでしょうか。

じゃ、百瀬委員、お願いします。

○百瀬委員 ありがとうございます。

効率的な分別・回収方法の中のスーパーマーケットにおける店頭回収というところで、日本チェーンストア協会からも意見が出ていますけれども、この回収方法が、法律的に承認されていない状況であり、自治体による解釈もまちまちです。特にペットボトルですとか食品トレイ、ペットボトルキャップ、そういったプラスチック製容器包装については、「一般廃棄物を民間が回収しているのではないか」、また再生事業者に搬出する際には、「資源ではなくて産業廃棄物なのではないか」という解釈をされている部分があります。店頭回収について法律上、何らかの方向性を示してほしいということが私どもの意見、もしくは要望です。それについて、ここにガイドラインを国が示すとありますが、このガイドラインの部分明確ではありません。

スーパーマーケットは、自らが販売したものを社会のごみにするのではなく、自らが回収して、それを再資源化しようという、社会的責任がモチベーションではあるのですが、これを法的に循環型社会を推進する仕組みの一つとして位置づけるということについては明確になっていません。ですから、スーパーの店頭回収は今後も循環型社会構築のための手段として、法的に認められるのかどうか、ここで明確に述べる表現にさせていただきたいです。スーパーが今後も店頭回収を続けるべきかどうかということです。この表現ではどうも、「やりたいところはやってもいいんじゃないの」というレベルだと受け取れます。スーパーはかなり人と物とお金を使って自らの社会的責任としつつ実施し、使用済み容器包装の有効な回収手段だとして、消費者や地域からは支持されています。法的に曖昧なままで、コストをかけつつ継続することは、企業としては今後厳しくなるので

はないかと思われます。このままではこれから先、例えば「もう費用がかかり過ぎるのでやめたい」ですとか、「作業量が多いので継続を検討したい」というところが出てきたときに、それを止めるすべはないかと思ひます。もしくは、「店頭回収にそう価値は認められない」というのであれば、それはそれで今後の方向性を私どもは考えなければならぬと思ひますので、ぜひこのあたりをもう一度議論していただき、書きぶりを「方向性として継続していくべきではないか」という表現にしたいのですが、いかがでしょうか。

○石川座長 ありがとうございます。

まず、7ページの対応方向のところの6、7行目ぐらいなんでしょうかね。本文4行目のところで「今後とも継続されることが望ましい」というふうには書いてあるんですけども、ここをもう少し、実際実施している流通にインセンティブになるようにというんですか、もっと励ましてほしいということでしょうか。

○百瀬委員 リサイクル法の対象外というところが、かなりインパクトのある言葉なのですよ。

○石川座長 リサイクル法の対象外として扱うべきかということですね。

○平尾委員 私も、今、百瀬委員がおっしゃったところは大変気になっているところです。「望ましいが」という形でちょっと否定的になっていて、その後、集客効果の観点からという、事業者にメリットがあるからやっているのだらうというような推測に基づいた記述で、かつ、法的に言えることを議論しましょうという議論は記憶があるのですが、「扱うべきか」という疑問形をただ修辭で「である」にかえたのはすごく大きな変更で、法的に位置づけるべきであるかどうかをもっと議論する必要があるのではないかなと私は思っています。きょうはここのところはぜひ申し上げたかった点でございます。

○石川座長 わかりました。そうすると、これは多分相当基本的なところに戻ると思ひます。容リ法そもそもが市町村、自治体の分別収集にかかわるといふような法律になっているので、それプラス実際中身の役割分担ということになったときに、小売業はこういうことをやれという話にはそもそもなっていないし、そこを議論するということですね。実際、問題提起としておっしゃることは私も大変よくわかる感じはします。ただ、これ、議論するとなると、問題提起ぐらいでしょうね。というのは、今申し上げたとおり、法律の根幹みたいなところまで行かないといけない話になりかねないと思ひます。

○平尾委員 法律上の議論ですと役割として義務化するという形だと思ひますけれども、別に義務化する必要性を求めているわけではなくて、やっていることをちゃんと正当に認めてあげることですね。その正当な認め方を、私自身は法律の専門家ではありませんので、確かに現在の枠組みでは外だといふのはわかるのですが、せめて検討すべき事項であるということではないかなと思ひます。

○石川座長 それは私も全くそのとおりで思ひます。

じゃ、織先生。

○織委員 私は、ここで今まで議論してきたことはともかくとして、百瀬さんのおっしゃることはすごくよくわかるんですね。平尾先生のおっしゃっていることもそうで、つまり、自主的にやっている人がいたとしても、その積極的な意義を見出して廃掃法上の特例として認めてほしいと、そこまで踏み込んで記載が欲しいということですよ、要は。ざっくりばらんに言ってしまうと、廃掃法上の許認可を不要とする扱いまでの意義を認めるか認めないかというのをここの委員会で明確にしたいという、そういうお話だと思ひます。ですから、実はほかの合同審議会では、こま

で踏み込んだ話はあえてしていないのか、していないのかどうか、ちょっと時間がなくてあれなのかわからないんですけれども、これぐらいの少人数の委員会でしたら、百瀬さんのご提案もあるので、そこまで踏み込んでちょっと意見交換しましたと、そういう議論が出てきましたぐらいの論点は記載されてもよいのではないかなというふうに思いますけれども。

○石川座長 ありがとうございます。非常にすっきり整理していただいて、私も、この容り法そのものという話と、それから廃掃法上のという話が行くと、今度は廃掃法の話になってきて、もっと大きくて、かつここじゃない話という話になっちゃうので、どうしたものかとちょっと思っていました。

でも、今、織委員がおっしゃったとおり、ここは議論の場でありますので、皆さんの意見がどういうふうになるのか、議論はするべきだというふうに私は思います。ただ、一番最初にこれをやっちゃって時間がなくなると困りますので、これは最後に必ず戻ってきてもう一回議論したいと思います。

○百瀬委員 ここにも少しだけ記載してあるのですが、じゃ、やめたら誰が一番困るかというのと、やっぱり一生懸命スーパーマーケットに、使用済み容器包装をリサイクルしようと思って持ってきてくださる消費者だと思うのですね。ですから、スーパーの店頭回収は消費者の3R推進へのモチベーションだとか、容器包装リサイクル法に対する意識づけや啓発に対してすごく大きな役割をしていると思います。そのことだけでも、やはりスーパーマーケットが持続可能な社会構築のために長年やってきた店頭回収の効果はぜひ記載していただき、消費者との関係性、コミュニケーションというところもぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

○石川座長 了解しました。では、後でこれはコンテンツを議論しましょう。

それでは、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次はプラスチック製容器包装の再商品化手法の見直し。これについてもご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

大平委員、どうぞ。

○大平委員 ありがとうございます。

対応方向というところの一番下の行に循環型社会形成基本法について触れていまして、「基本原則において、熱回収はリサイクルの次に位置づけられており」と、何か単純化して表現していますが、循環型社会形成基本法というのは、よく見ると、環境負荷の低減にとって有効であると認めるときにはこの限りじゃないということを引きちんとうたっているもので、それに触れておくべきだと思います。したがって、「環境負荷の低減にとって有効であると認められる限り、熱回収はリサイクルの次に位置づけられており」ということが正確な記述だと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

この点、ほかに何か追加の意見はございますか。

じゃ、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 「熱回収はリサイクルの次に」と書かれている「リサイクル」なんですけれども、いろいろな意味があるかと思うので、再使用だとか再生利用だとか熱回収等々とも関連するので、「リサイクル」より、むしろここは「再生利用」というふうに表記されたほうが誤解ないと思います。

○石川座長 多分、このとりまとめの案では「再生利用」という言葉は使っていないで、全部「リ

サイクル」に統一していると思います。もしそこで「再生利用」を使うとすると区別するということになるので、そこを明確にしないといけないんですけども、「リサイクル」と「再生利用」ってどういうふうに定義されますか。

○亀井委員 読んで感じたのは、「リサイクル」のほうがもう少し大きな意味合いで、その中に再使用であつたり再生利用であつたり熱回収であつたりというふうにとらえて読んだんですけども。

○石川座長 多分、これ、書いたほうの整理としては「リサイクル」に熱回収は入っていないと思うんです。熱回収というのは別な言葉で必要などころに出てきているはずだと私は読んで思ったんですけども、そういう意味では明確な定義はしていませんけれども、ここの文章の「リサイクル」には熱回収は入っていないくて、熱回収に言及する場合は「熱回収」というという、そういうふうになっていると思います。もし必要なら、そこを何か定義的なことを書く必要があるかもしれませんね。

○亀井委員 わかりました。

○石川座長 じゃ、梶井委員、どうぞ。

○梶井委員 9ページの対応方向の一番最後ですね。「熱回収されているという実態も踏まえ、熱回収の取扱いをどうするべきか」という原文が、この辺がずっと消去されておるんですが、食品容器包装の懇談会というか、食品容器包装というので少し食品製造業者として、特性とか現状とか今後の方向性みたいなものを少し考えてみました。やはり現在、日本の場合は高齢化が非常に急速に進んでいるということもあって、加工済みの調理食品ですとか惣菜とか、こういう分野が非常に伸びている。それから、今後もそれが伸びていくんじゃないか。それがまた小容量化するようなことが起こってくるんじゃないかと、こういうふうに思います。そうしますと、そういう調理食品ですから、容器への付着というのは、これはやっぱり宿命というか避けられないものだというふうに感じております。

そんな中で、そういうような状況も踏まえますと、この熱回収は、この部分を消してしまうんじゃないくて、やはり材料リサイクルの足を引っ張るようなものがふえてくるぞと、高度化の足を引っ張るようなものがふえてくるぞという実態もありますので、材料リサイクルに向くものとか、その高度化をどう進めるのかとか、それからケミカルリサイクルの特性だとか、それからあと、プラスチックの場合はエネルギー源としてどう活用していくのかと、こういったことを技術的な部分、それから環境負荷の問題、それからあと、地域性というのがあるんだと思うんですね。そういうリサイクラーさんのいらっしゃるところ、いらっしゃらないところ、そういうものを含めて総合的にというか、長期的視野で議論を続けていくというような表現を残してはどうかなというふうに感じます。

○石川座長 ありがとうございます。

今のご意見に関連する意見は。

三富委員、どうぞ。

○三富委員 今までの議論の中で、この熱回収の手法とか、そういったものについてはいろいろご意見が交わされたと思うんです。単に熱回収という言葉でまとめるのではなくて、その効率ですね。ただ燃やすだけではもちろんあれですが、RBFならば再商品化手法として十分環境負荷的にも成立する、そういったようなことがまだ明確ではないということに対して、熱回収を再商品化手法の一つとして位置づけるための協議を開始すべきといったような文言を入れてはどうでしょうか。

○石川座長 今のご意見は、またかなり大変な議論になるかもしれないという心配なんですけれ

ども、この原文、修文したこちらのポイントは、分別収集のところで汚れているものは可燃ごみに捨てるべきである。分別して集まってくるプラスチックにそういうものが混ざること避けるべしというのが提案なんですね。それに対して梶井さんのご意見は、集まってくるものの中に汚れたものがこれからふえてくる。ですから、ちょっと話がずれているんですけども、そういうものが入ってくるんだから処理は困難なはずで、熱回収を位置づけるという話。議論ができるように少し残したらどうかというご提案で、三富委員のやつはさらにもっと行って、そういうものが入ってくるんだから、それに関しては熱回収を手法の一つとして位置づけるべしという話ですよ。

○三富委員 そのための協議をしては、ということです。

○石川座長 じゃ、梶井さんと同じご意見だということでもいいんですか。

○三富委員 「べし」とまでは今は言えないんですけども、そういう協議の場を持つべきだと。

○石川座長 いかがでしょうか。

じゃ、大平委員。

○大平委員 そうですね。これでいくと、将来本当に必要になるだろうと思われる熱回収を切り捨てちゃっている感じになっていますので、これはやっぱりその時代に応じて将来十分に検討すべき課題であるという認識は持っておくべきかというふうに思います。

○石川座長 大平委員のご意見は、やはり熱回収をどこかに残したほうがいいということですよ。ただ、現行、熱回収はあることはあるんですよ。だから、熱回収のいろいろなものがあるからという三富委員のご意見が多分すごく大事で、現行だって法律上は熱回収は許されている。ただし、非常にほかの手段と同じぐらい、ある種の環境効率、エネルギー効率、資源効率が高いものが認められているわけで、そういう意味では別に今だってできるはずなんですよ。ですから、それをさらに位置づけるということは、そこに内包されている話というのは基準を下げるという話かなと思うんですね。

榎本委員、どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。

もちろんリサイクルが第一優先なんですけれども、今後のエネルギー需要を考えますと、やっぱり熱回収についても将来的には有効な方法の一つになり得ると思いますので、熱回収の条件の整備みたいな形で検討するような、ちょっと文言を入れたらいいかなと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

先ほどからいろいろな議論があるんですが、熱回収というのは現状も認められてはいるんです。緊急避難的には認められている。だから、まずこの緊急避難を外して再商品化手法の中に入れるというのは、まず1つの論点ですね、入れるべきかどうか。それから、さらにそれを非常に高い効率だと現実的にはできないという話がこれから出るかもしれません。もしくは、現状の事務局で書いたものに関しては、そういうものが入ってこないように分別段階で対策すべきであるというのが現状書いてある案なんですね。これ、かなり違う話がされているので、これも議論が大分必要かなというふうに思います。いかがでしょうか、皆さん。

じゃ、原田委員。

○原田委員 ちょっと実態だけご報告させていただきたいんですけども、消費者が可燃ごみとして分別排出するという点なんですけど、私どもの市では燃やせないです。燃やせないごみとして分別排出していただいております、これは前回もお話しさせていただいたんですが、施設の機能としてこういうプラを燃やす機能がないというところがございます、このような流れでいくと、ちょ

っと自治体によっては違ってくるかなというふうに感じております。

○石川座長 おっしゃるとおりですね。それは可燃ごみと限りませんから、可燃ごみ、または不燃ごみか何かにしなないといけないでしょうね、この原文だとしても。

○原田委員 「自治体の定める分別基準」みたいな表現。

○石川座長 その通りですね。平尾委員、どうぞ。

○平尾委員 それも今のご意見で大分理解したんですけれども、やはり現在の分別方法で食品の汚れているものに関しても、例えばケミカルリサイクルの一部では受け入れ可能です。つまり、今現在リサイクルとして位置づけられている技術でも受け入れ可能なものがあるので、一概に分別排出で可燃ごみに分別するという提言するのはどうかと考えております。ですから、最終的にリサイクル手法に依存するので、確かにマテリアル優先であれば、これも一つの方法だとは思いますが、これだけに絞られるような書き方というのは、自治体や、あるいはリサイクル事業、どういうリサイクル手法をとるかによって違ってくる。

もう一步踏み込んでいくと、これは私の私見ですけれども、汚れた容器包装がマテリアルリサイクル事業者に渡されると、結果として残渣になり、自治体のごみ焼却炉ではなく、もっと効率の高いサーマルリサイクルに回るので、総合的にはLCA的にはよい結果になるというふうに思っております。ですから、ある意味ではマテリアルリサイクルの価値というのは、いいものはちゃんとマテリアルリサイクルしつつ、そうでないものはしっかり有効にサーマルリサイクル、サーマルリサイクルと言っただけではいけないのですよね。熱回収に回るという機能も果たしているのではないかなど。その辺も総合的な評価として、一手法に断定しないということが必要ではないかと思えます。

○石川座長 ありがとうございます。

やっぱりこれ、相当複雑ですね。とりあえず皆さん、論点、ご意見をまず出していただいでご議論いただきたいと思いますが、ほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

じゃ、百瀬委員。

○百瀬委員 文面に書いてありますが、マテリアルとケミカルと、熱回収でそれぞれリサイクル費用が異なりますが、費用の面からも、リサイクル手法の評価をするべきではないかということです。リサイクルにかかる費用は大体こんなものだというので、対象企業はお支払いしているんですが、環境負荷が少ないとか多面的に評価されてリサイクル手法の割合は決められているとは思いますが、何も費用がかかるリサイクル手法に持っていかななくてもいいのではないかとも思われます。ですから、今先生方がおっしゃったように、じゃ、どれが一番よくて、こういうものは熱回収したほうが素材として非常に有効でなおかつコストが少ないというように評価して、容器包装リサイクル法の全体コストをどう引き下げるのかということも絶対どこかに書き込むべきかと思えます。その中に、見直すともう少し費用コストが下がるのではないかということ、このプラスチック容器包装の再商品化手法の見直しの中で一文入れていただければと思います。

○石川座長 プラスチックだけじゃないかもしれませんが、いろいろな手法があって選ぶということからいくと、ここの部分かもしれませんが、8ページの赤で直してある下側ですね。段落の一番最初には「プラスチック製容器包装のリサイクル費用の低減を進めるためには」ということを一応書いてはいるんですけれども、社会的な費用とか、そういう観点で書いたほうが良いということですね。ありがとうございます。

じゃ、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 今のところに関連してなんですけれども、もう少し具体的に踏み込んで、現行の優先

枠制度から競争入札の原則に立ち返り自由競争とし、社会的コストや環境負荷を低減すべきです。いつから優先枠を撤廃し自由競争にするかを今回明確に提示し、入札制度変更による混乱がないように円滑に移行すべきと考えますというように、明確に意思表示したほうがよいと思います。熱回収だとかいろいろな問題が出ていますけれども、やっぱりしょせん、そのトータルでどの手法がいいかということで、これまでこの制度が始まってから10年間は材料リサイクル100%優先で、その後、既に5年ですかね、材料リサイクル優先50%ということで運用してきております。今後の方向性ということで、関連する事業者のためにも、やっぱり今後のスケジュールを明確にするような形でどうするかという意思表示をすべきであり、懇談会のとりまとめとしてぜひ取り入れていただきたいと思います。

○石川座長 わかりました。これ、大激論になりそうなので——いや、これ、本田さんからぜひご意見を伺いたいんですけども、ご意見を伺ってから、それから先ほどの問題もありますので、新しいことがなければ一旦置いておいて先に進んでから、先ほどの宿題とあわせて時間の許す範囲内で議論したいと思います。本田さん、いかがですか。

○本田委員 何度も繰り返しの議論で恐縮ですけども、まず熱回収の位置づけなんですけれども、ここにも触れられていますように、ケミカルリサイクルによっても再商品化製品の定義の後、その後の大半がやはり熱回収されているという実態を踏まえれば、循環型社会形成推進法における再生利用という割合が多い材料リサイクルはこれまでどおり優先するのが容器包装リサイクル法の制定の趣旨に基づき必要だと考えています。

それから、コストの問題は材料リサイクルとしては落札単価をどんどん下げるべく、高付加価値な工業製品化への取り組みとか、コストダウンを進め、7ページにありますように落札単価は、年々下がってきています。

あと、優先されているがゆえに入札倍率1.05倍が自動的に掛けられまして、落札可能量があったとしても、高い値段を入れると落札量がゼロになるという制度が毎年継続されていますので、ほらうっておいても年々下がっていくというのは間違いないところだと思います。

一方で、ケミカルのほうは、23年度から落札単価がどんどん上がってきている原因としては、入札倍率1倍を切っているという現状がありますので、競争環境がないということ踏まえると、このあたりももっと考慮すべきではないかというふうにも考えております。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、この論点に関して何か追加で。

じゃ、片山委員。

○片山委員 議論を複雑にするつもりはないのですけども、このとりまとめというのは食品容器包装に特化した話なので、一般論としてのプラスチックの熱回収とかではなく、あくまでも食品容器包装に限ったときにどういう考え方で良いのか、というようなまとめ方ではないかと思います。ここでいう食べ物の残りはなかなかきれいににならない、という課題が出てくるのは、あくまでも食品であるからこそということなので、余り広がらずに、あくまでも食品容器包装に絞った中での課題のまとめのほうが良いのではないかと思います。

○石川座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一旦次の論点に移りたいと思います。次はペットボトルの国内循環についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

この事務局の手を入れた修正案でよろしいですか。

じゃ、三富委員。

○三富委員 表現上の問題になるのかわかりませんが、10ページの最後のところで、その他の前の「また、国はこのような基本方針の規定について、改めて関係者に周知徹底する」とありますけれども、この議論の中では、もう関係者ではなくて独自処理を行っている市町村ということが確定されておりますので、もうそう明記してもよろしいのではないのでしょうか。

○石川座長 ありがとうございます。そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員 ありがとうございます。

同じところ、10ページの一番最後なんですけれども、「最終利用先まで情報公開することが必要である」という、この最終利用先というのは事業者名ですか。それとも、その用途のようなことまで含むのか、何を述べているのかなと思ひまして、もし消費者、市民が自分たちが出したものがどうなっているか知りたいというのであれば、事業者名を出されても余り意味はないというか、何になったかというようなことのほうが逆に重要かなと思ったんですけれども、以上です。

○石川座長 そうですね。解釈ですけれども、多分事業者名だけだと余り意味がないので、事業者名を出す場合は、何とかをつくっている何とか、もしくは誰々がつくっている植木鉢とか、そういう話かなというふうに私は思っていましたけれども、いかがでしょう、何か。

鬼沢委員。

○鬼沢委員 この独自処理というのは、やはり海外に行っていることのほうが圧倒的に多いわけだから、企業名というよりも、結局どこに行ったかということ。国内なのか海外なのかということが大切なんじゃないかと思ひますけれども。

○石川座長 そうですね。ただ、海外に行っているというのは今でも多分行っているから、海外で行って何になっているかちゃんとチェックしていますかという、そういう趣旨ですよ、これ。

わかりました。ありがとうございます。

大平委員。

○大平委員 この議論をするとき、ちょっと質問なんです、この基本方針にはどう書いてあったんですかね。何か、すぐ出てくるようでしたら文言を教えてほしいんですけれども。

○長野室長 資料で一度お出ししていると思うので、それをちょっと探します。

○大平委員 すみません、突然質問して。

○事務局 第6回の資料7です。

○長野室長 懇談会の方のファイルの第6回の資料7に、市町村は、みずから策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。また、市町村の実情に応じ、指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については住民への情報提供に努めることが必要であると記載されています。だから、具体的などこまで情報提供しなさいとか、そういうのはなくて、確かに独自処理しましたという情報提供をしている市町村は幾つかあるんですけれども、最終利用先まで、どここの国に行つてとか何になつてというところまでやっている市町村は今のところ6%しかないというのが環境省の調査でござ

います。

○石川座長 いかがでしょうか。ほかによろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。次は、製品プラスチック・役務プラスチックの扱いですが、この点に関してご意見をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 対応の方向で書かれている内容なんですけれども、正論でまさにこのとおりなんですけど、もう少し具体的な検討の方向性も追記したらどうかと思っております。例えば、その際、クリーニング袋、指定ごみ袋等の役務プラスチック、電子レンジ用、冷蔵庫等での食品保存用のラップ類、スプーン、ストロー、歯ブラシ、コップ等の身の周りに頻度よくある小型のプラスチック製品を対象とすべきです。消費者にわかりやすく、自治体が収集したパールの品質調査でおおむね量の把握が可能ですので、まず検討すべきです。

○石川座長 ご意見の趣旨はわかりました。指定ごみ袋だけじゃなくて、ほかにもさらに検討すべきものを例示するというご意見ですね。

ほかにもいかがでしょうか。

織委員、どうぞ。

○織委員 今のお話で亀井委員が挙げたのが果たして妥当なのかどうなのか、私はちょっと今の話だけではよくわからないので、やはりフランスがやったように、ある程度の数が出ていて、実際にまけても大丈夫かとかいう実証実験を経た後じゃないと例示として挙げるのはいかがかなと思うんですね。方向性としてはそれでいいと思っているんですけども、なまじっか今、例示を挙げてしまうと、かえってちょっと何か混乱を招くような気がするので、ごみ袋自体は多くの市町村も抱えていて、そして幾つかも出ておりますし、数もかなり多いので出てきているんですが、それ以外のことについては、もう少し慎重な検討が必要なのではないかなというふうに思います。

○石川座長 ありがとうございます。具体的な物品の特定ということに関しては作業が必要というんですか、作業、調査、議論が必要ではないかというご指摘だと思います。

ほかにもいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。次は環境配慮素材の取り扱いについてご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

百瀬委員、どうぞ。

○百瀬委員 容器包装の環境負荷をいかに低減するかということも、この容器包装リサイクル法の中にぜひ加味してほしいということです。例えばバイオマスプラスチックを小売業が今なぜ使っているのかといいますと、限りある資源である化石燃料を原料としたプラスチック製品はいつかなくなるだろうと。だからサステナブルな素材を使いたいということです。もう一つは、ここにもありますように、LCAの観点からも石油由来よりも環境負荷が少ないということがはっきりと科学的に裏打ちされているならば、こういう容器包装を使うことが環境配慮設計といえるのではないかと。そのあたりのことをもう少し明確にして、将来、容器包装は環境負荷低減を効果が確実にあるものに切り替え、もしくは原料に加えることを進めるような内容で表現していただければと思います。

またバイオマスプラスチック製容器包装の使用実績に対し、インセンティブも検討していただければと思います。なぜかといいますと、石油由来よりも価格が高いので、普及しにくいということがございます。それでも使い続けている事業者を応援する意味でも、何らかのインセンティブがあ

れば、普及はなお一層進むのではないかと考えます。

以上です。

○石川座長 ご意見の趣旨はよくわかりました。多分ポイントは2つあって、1つは、たまたま百瀬委員が欠席されたときに議論したことなんですけれども、このLCAの結果については、今、事務局で集めていただいたものですが、平尾先生がご専門なのでお話しいただいたんですけれども、私の理解では、バイオマスプラスチックって、いろいろなところで収穫して、それを加工してつくったりするというのがまずありまして、場所によっては必ずしもこの研究結果どおりいくとは限らないということがある。そういう問題があって、議論していく中で、バイオマスプラスチックは必ず環境に優しいと言えるほどのデータはないという結論に今なったので、よくわからないのであれば、強くそれを制度的に保障することはできないんだという話になったんです。

つまり、制度でやるとしたら、ここでつくってこうやったものだけは認めるというような細かく制度的にするととなると非常に複雑なので、やれないことはないかもしれませんが、もっとややこしい話に多分なるんですね。一般的にバイオマスプラスチックに関しては推奨をする、さらにインセンティブをつけるという話になると、どんなバイオマスプラスチックでも推奨するという結果になるんですけれども、今わかっている範囲内だと、つくっている場所だとかつくり方だとかによってはLCA的に必ずしもいいとは言えないということになっているんですね、研究事例からいうと。ですから、一般的にいいというふうには言いがたい。つまり、幾つかの事例に関して研究すると、いいという論文とか、場合によっては探せば悪いというものもあるかもしれませんが、そういうものが出てくる状況なんです、今。これは平尾先生に解説していただいたほうがいいかもしれませんが、そのときの議論は、私の理解ではそうなっていて、そうすると、一方で法律的に何かするということになると、単純にあるのは、バイオマスプラスチックはこういうふうに扱うというふうにやっちゃうのが一番簡単ですよ。そういうふうになると、実はいいものも悪いものもあるということだと、そこまではできないかなという、そういう議論になったんです。

○百瀬委員 では、サステナブルというところはどうなんでしょうか。

○石川座長 サステナビリティは多分いろいろな定義があるから、これはもっと話が厄介だと思いますね。人によってサステナビリティの中でそもそもどう定義するかということ自体がはっきりしない。少なくとも合意はないと思います。サステナビリティを確保すべしというところは合意できていますけれども、じゃ、それぞれどう計算して、一つの数字にして、これがサステナビリティ何点ですというのは誰にも今できていませんから、社会全体では合意された方法はない私は思っているので、そうすると、それに当てはめたらバイオマスプラスチックが80点だから推奨すべしというふうには多分ならない。現状はそこまでできていないというふうに思います。

○百瀬委員 腑に落ちません。

○石川座長 大平委員。

○大平委員 前回の懇談会でも、ヨーロッパ委員会のグリーンペーパーの中で、バイオプラスチックは非常にまだ疑問であるという報告があるのをご紹介したんですが、その中に、生分解性についてもまちまちで、非常に長くかかるものもあるし、中には短いものもあるしということで、したがって評価が難しいということをお願いしたと思うんですが、このいただいた資料の中で、生分解性に触れているところが1カ所だけです。ポリ乳酸のところでは生分解性と書いてあるだけで、これ、分解性があるのかないのか、強いのか弱いのかもわからない。

○長野室長 生分解性があるということでございまして、分解性は、多分いろいろな可塑剤を入れ

ればある程度コントロールはできる。ただ、バイオペットとバイオポリエチレンについては生分解性はないということ、石油由来プラスチックと同等というふうに聞いています。

○鬼沢委員 同じところですか。私もそこを質問したかったんですが、日本で生分解性プラスチックと言っているのは、このポリ乳酸でできているものだけを生分解性プラスチックというふうに言われているんですか。

○長野室長 多分それ以外のものもあると思います。ポリヒドロ何とかとか、いろいろ物としてあると思いますけれども、総じてある程度の量が食品の容器包装で使われているのがこの3つだということで伺いましたので、それで整理をしています。ですので、生分解性のあるプラスチックはポリ乳酸だけだということではない。もしくは天然由来のもの等は生分解性があるものと認識しています。

○鬼沢委員 ほかにあるということなんですね。

○長野室長 そうなんです。ほかにある。

○鬼沢委員 言葉で判断するのは非常に難しいわけですね。どのことを指しているのか。

○長野室長 そうですね。ポリ乳酸に生分解性があるということは確かですけども、それ以上でも以下でもないということです。

○石川座長 いかがでしょうか。ほかによろしいですか。

じゃ、大石委員。

○大石委員 すみません。ちょっと今のところからずれるんですけども、この11ページの問題意識の1行目から2行目にかけて、「バイオプラスチックや容器包装由来の再生素材などの環境配慮素材の容器包装への活用」となっているんですが、この環境配慮素材の定義として、ここで「容器包装由来の再生素材」という、これは、今回のこの話し合いの場は容器包装のことについて話してはいるんですけども、別にここで「容器包装由来の」というのを入れる必要があるのかな。例えば「再生プラスチックであるとか再生素材などの」ということではいけないのかなと思いつつ、この文章を読んだんです。これ、間違っていたのを赤で書きかえたんですけど。質問です。

○長野室長 前は再生素材のものを特に入れていなくて、バイオプラスチックに限定していたのを、容器包装の中で、例えばボトルとボトルみたいなものは再生素材として環境負荷が低いんじゃないかということで環境配慮素材としてこの法律の枠組みの中で考えてもいいのではないかというご意見があつて、単純に「容器包装由来の再生素材」としたものでございますので、それ以外の、確かに再生素材ももちろんあるといたらあるわけですね。

○石川座長 いかがでしょう。関連してご意見ございましたら。

平尾委員。

○平尾委員 ちょっとつまらないことで申しわけないのですが、今回、農水省の資料でも書いてありますように、恐らく業界、あるいは農水省ではバイオマスプラスチックと呼んでいて、バイオプラスチックと呼ばなくなっていると思いますので、オフィシャルな資料ではバイオマスプラスチックと書かれてはいかがかと思つてます。

○長野室長 わかりました。すみません。バイオマス循環資源課として大変不徳のいたすところでした。大変申しわけございません。

○石川座長 ご指摘ありがとうございます。いかがでしょうか。

もしよろしければ、残っていた、一旦中断している大激論をやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、大平委員。

○大平委員 大激論に入る前に、あちこち飛ばしてきたところがあると思うんですよ。そこを聞いていただけたらと思うんですけども、よろしいですか。

○石川座長 そうですね。修正部分が大きなところだけご意見を伺いましたけれども、いかがでしょう。それ以外で何かお気づきの点がございましたら。

○大平委員 早速お願いします。

3ページですけども、大体ワーディングに関するところが多いんですが、3ページの上から3分の1ぐらいのところ「費用が転嫁された製品も消費者が購入するものであることから」というところですが、これ、議論の分かれるところだと思うんですよ。我々メーカーとしてはほとんど転嫁されないと認識していますので、ワーディングとしては「転嫁されたとしても、その製品を」とか、「転嫁された場合の転嫁された製品」——「された」じゃなくて、「されたとすれば」とか、ちょっとワーディングは任せますが、とにかく、このままいきますと費用が全部転嫁されますということを表現しているように思うので、できれば変えていただきたい。

それから、違うところでよろしいですか。それとも1つずつ片づけていかれるか、先生次第ですが。

○石川座長 言葉の印象なので、皆さんのご意見を伺いたいんですが、私は、このもとの文章で全部が転嫁されたとは理解しません。転嫁といっても部分的なものだろうというふうに私は理解するので、原文でいいのかなと思っていました。もしこれ、皆さんがこのもとの文章で「費用が転嫁された」というのは100%転嫁しているというニュアンスであるとお考えであるならば、私は変えたほうがいいかなと思います。どうでしょう。明確にするんだったら「一部」。転嫁されるといったって、どうせ部分的に決まっているので、100%でもゼロ%でもないだろうと僕は思いますが、どうでしょう。

○大平委員 幅がありますよね。

○石川座長 どうでしょうね。誤解の余地はありますか。

片山委員。

○片山委員 レジ袋などは当然転嫁されないもので、全てが商品に転嫁されているわけではないというのは間違いなことなのですけども、「商品も」と書いてあるので、そういうものもあるというように僕は考えました。それが、ほとんど転嫁されているというような印象になるのであれば、もう少し言い回しの修正が必要なかもしれないと思います。

○石川座長 わかりました。じゃ、これ、多分言葉の話ですから、何か工夫して考えさせていただきたいと思います。

ほかにどうぞ。

○大平委員 すみません。その1つ下の行ですが、容器包装の排出抑制の費用を負担する一員として云々というところですが、消費者が排出抑制の費用を負担しているのかなという、何かこの結びつきがぴんとこないで、この「排出抑制」は「分別収集」とかえられたらいかがでしょうか。

○石川座長 分別収集でいいかどうか、ちょっとどうでしょうね。分別収集の費用と再資源化の費用は負担の仕方が全然違うんですよ。

○大平委員 負担の仕方は、税金と、それから価格転嫁という2つを捉えて消費者が負担しているというふうに書いていますので、税金の形で負担しているのは分別収集部分だと思うんですね。再生利用のところは、もし価格転嫁されれば、価格に含まれて消費者が負担しているということじゃ

ないんでしょうか。

○石川座長 税金の部分は、その上の最初の2行に書いてあるので考えなくていいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。その段落の最初の2行。

○大平委員 これ、前回の議論のときに長野室長からのお答えで、費用を負担する消費者というところは、税金と製品価格と、その両方を意味しているというお答えだったと思うんですが。

○長野室長 すみません。事務局の書いた趣旨といたしましては、その最後に消費者の意識と行動が容器包装の排出抑制・再生利用という、この容器包装リサイクル制度全体の動向を左右するという趣旨で、この費用の負担関係につきまして排出抑制、これも要は容器が少ないほうを例えば消費者が選ぶという形で、排出抑制のほうに係るマイナスの費用というか、そういうものも負担しているという趣旨で、排出抑制と再生利用等に係る費用の負担関係を通じて、消費者がこの排出抑制・再生利用の動向を左右しているというふうに書きたくて一般的な排出抑制・再生利用等ということで書いていまして、分別収集の費用というのは再生利用のほうに入って含まれていると、集めて再生利用しますのでというイメージでございます。

○大平委員 わかりました。こだわりません。

あと、もう一つだけ発言させていただいてバトンタッチしようと思いますが、4ページで2行目に「容器包装と食品ロスを同時に削減できる技術開発」、この同時に削減できるかどうかというのは、ちょっと何かぴんとこないんですが、容器包装と食品ロスをバランスよく削減できるというふうにすべきじゃないかと思います。というのは、食品ロスを削減するために、逆に容器包装で分厚くする必要のある場合もありますし、だから、両方を同時に削減できる局面だけを捉えるんじゃないかという、両方バランスをとってという……

○石川座長 ここは、食品ロスを削減するために容器包装が重くなるケースってもちろんあるんですけども、それを技術開発と呼ぶのかという疑問がまずありまして、現在の技術体系の中でもっとロスが減らせるといえば重くなるかもしれない。それはトレードオフの関係の中の選択ですよね。技術開発という言葉になじまないんじゃないかと思います。技術開発というのは、トレードオフのフロンティアのラインを並行移動させることを技術開発というのであって、そのときには目標は、コストを下げても環境負荷を下げて性能を上げる、保存期間を長くすると、そういうことではないかと思うんですね。そういう趣旨でこれは書いたんです。

○大平委員 わかりました。

○石川座長 じゃ、織委員、どうぞ。

○織委員 今の委員の最初のほうなんですけれども、具体的に書いてしまうから、「容器包装の排出抑制・再生利用等に係る費用を負担する一員として」のところなんですけれども、単純に「容器包装リサイクル制度に係る費用を負担する」でよろしいんじゃないでしょうか。この制度に係る費用を負担している一員として、もう費用も負担しているんだからぐらいのニュアンスだったら問題ないかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

片山委員、それから原田委員、お願いします。

○片山委員 すみません。別の場所の、最後のページのところでですけども、フランチャイズの関連のところなので、我々のところだけなものですから、少し追加をお願いしたいと思います。12ページの委託料金の徴収・支払方法のところの上の最後のところで、「サプライチェーンの上流に一

括して課金すれば、下流での事務コストが不要となる」と書いてありますけれども、これは製造段階で課金し、その容器包装を仕入れた時点で再商品化委託料の支払いが終了すれば事務コストが不要となるということで、委託料はきちんと払います、ということです。払い方の問題でございまして、払わないと言っているわけではないものですから、容器包装を仕入れた時点で委託料を支払う形にすれば事務コストが不要になる、というようにしていただけると誤解がなくで良いと思いましたので、よろしくお願ひします。

○石川座長 わかりました。ありがとうございます。

原田委員、お願ひします。

○原田委員 すみません。役割分担と費用負担のところと、やはり合理化拠出金についてちょっと言わせていただきたいと思ひます。

6 ページになりますが、これ、全体を通してなんですけれども、誰が主体となって何を行うかというところが、ちょっともう少し全体を整理していただきたいというのが1点ございします。

それから、最後の段落になるんですけれども、市町村の選別作業と再商品化事業者の一体化、こちらについてなんですけれども、当該検討を誰の責任で行っていくのかというのがちょっと明確でないかなというふうに思ひますので、その辺を検討するのは誰の責任かというのを明確にしたいなというふうに思ひます。

それから、質問なんですけれども、その上の段落でコンソーシアムというのが出てくると思うんですが、こちらはどのような制度で担保をしていくのか。それから、どのような業種、どれだけの業種でお話を進めていくのかというところがちょっと見えにくいかなというふうに思ひしております。

○長野室長 コンソーシアムの件につきましては、食品の容器包装ということなので、食品の業界の中で、特に環境配慮設計については食品特有の点があるというところで、食品についてこういうコンソーシアムを考えているということを書いておひます。

あと、誰がやるのかというのは、これは確かにそうですね。誰がやるのかというのを明示——誰がやってもいいと思うんですけれどもね。でも、それを明確にしたほうがいいということですよ。

○原田委員 できればそのような方向のほうが、我々もそのメンバーに入るということになると思うんですけれども、主体になっていくのか、その一員となっていくのかというところがございします。

○長野室長 何となく今のところはみんなでやるみたいな感じになっているところで、またこれも誰の責任とか言うのではなく、みんなで役割分担なのかなと思ひておひました。

○原田委員 じゃ、すみません。合理化拠出金のところはどうしてもちょっと言わせていただきたいので、9 ページ、すみません、お願ひいたします。

問題意識のところ、最後の、一方、合理化拠出金制度についてというのがございしますが、この「ついで」の後に、できれば、制度目的である分別基準適合物の質的向上等の市町村の取り組みを促すための市町村の寄与分に対する評価について、インセンティブとして十分な額でないことからというようなものをちょっと入れていただけないかと……。要は、前回もちょっとお話ししたんですけれども、インセンティブというところがどうしても欲しいなというふうに思ひておひます。

それから、対応の方向についてなんですけれども、これも前回お話をちょっとさせていただいたんですが、社会的コストの低減を図るための制度ということで室長からもご説明いただいたんですけれども、これ、結果かなというふうに思ひておひまして、あくまでも制度の目的というのは市町

村と事業者の再商品化の合理化を促す制度というふうに認識しておりますので、ちょっとそういうトーンを入れていただけないかなというふうに思っております。

あと、もう一つだけ、すみません。あと、対応の方向の最後の「更なる社会的コストの低減を進める」というのを、再商品化の合理化が促進されるように、質の高い分別収集を行う市町村に合理化のための取り組みの寄与分が適正に還元される制度とするというようなことを入れていただければというふうに思います。

すみません。ちょっと合理化拠出金についてはいろいろございまして言わせていただきました。すみません。

○石川座長 ありがとうございます。

これ、長野さんからお答えの部分がありますか。

○長野室長 そうですね。多分制度の目的をどちら側から見るといっていいかというところでは食い違っているような気もするんですけども、今回、この場所は事業者も市町村も両方いらっしゃる場で書いておりますので、まさに市町村と事業者ともに協力をし合って合理化を図ることで実際安くなった、その成果を半分ずつ分け合うという制度だというふうに認識をしております、そういう合理化を図るんだという趣旨というのは、この対応方向のところ今回赤字で追加させていただいたことで不足ですかね。これで書いたつもりでございました。市町村のインセンティブということで事業者さんは出しているつもりはございますか。

○大平委員 これは、合理化された分、双方で2分の1ずつ分けようというので、それがどちらからもインセンティブになってフェアだろうと思います。

ただ、これまたワーディングの問題ですが、対応方向というところで、さっきの議論ともちょっと関係するんですが、「更なる社会的コストの低減を進める」と、いきなりコストの低減と言っちゃっているから意味がよく通じないので、さっきのような議論にもつながると思うんですが、「更なる合理化を通しての社会的コストの低減」とかいうふうになれば、合理化、両方が努力してというふうにつながると思うんですが、いかがでしょうか。

○石川座長 ありがとうございます。

関連する点で、今のご提案に関して原田委員はいかがですか。

○長野室長 対応方向のところは、今、大平さんがおっしゃった感じで「合理化を通じての」というのを入れて、双方の合理化努力というところが明確になるようにしたいと思います。

ただ、委員が市町村の立場として、この制度を事業者から市町村に対するお金のインセンティブだと思われているということであれば、声があるということですので、その声もあるということに追加をさせていただきたいと思います。

○石川座長 織委員。

○織委員 この拠出金制度なんですけれども、大平さんがおっしゃったように、自治体だけのインセンティブというよりは、自治体が頑張ってくれば、その分リサイクラーというか、再生事業者に払う費用も少なくなるので、事業者にとってもメリットがあるということでもともと入ってきた制度なんです。ただ、ある程度の今一定の分別がなされているところで合理化拠出金の額が減っているということであれば、今後、どういう方向性を目指すのかということだと思えます。どこまで質の向上を目指していくのかによっては全然違ってくると思うんですね。まだ合理化拠出金がきく範囲はあり得ると思うので、むしろもっと高みを目指して行って、その合理化拠出金というものが機能し得るということもあるということであれば、これからどんどんスドマリにしていくと

いうわけでもないと思うんですね。そこら辺の議論はまだ十分なされていないので、決してこれが終わりということではなくて、設定の仕方によってはいかようにでも、逆にこれはまだまだつくれる余地はあるかなというふうな気がして、ただ、そこについてはまだ十分議論されていないので、むしろ議論していくべきだというふうには思います。

○石川座長 ありがとうございます。

確かにこの拠出金自体はつくったときは、1つには制度というんですか、分別適合物の品質評価のA、B、Cをもっと上げようというのが目の前の一つの役割だったんですね。これだけじゃないですけども、それはもう達成されている。ほとんど達成されちゃっているというのがあって、そうすると、じゃ、ほかの目的というのがあって、制度自体はつくったことによって、全国的なAランクのパーセンテージが96だったですかね。もうほとんど100に近いところまで上がった。そういう意味では成果があったわけですね、そういう意味では、ほかの問題、次の問題の解決にこれを何とか活用できないかというふうな話は議論すべきことじゃないかなとは思いますが。ただ、それは具体的に何であるかとか、何に向かってやるべきかというのは、ちょっとまだ議論されていないという状況かなというふうに私は思います。

いかがでしょう。じゃ、原田委員。

○原田委員 すみません。やはり維持という点で、これはもちろん目的は達成しているかもしれませんが、そういう意味では維持をしていくというのに努力をしているわけなので、そこはやはり見ていただきたいなというふうには思うんですけども。

○石川座長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

三富委員。

○三富委員 違う項目でいいですか。お願い事になるかもしれませんが、3Rの5ページの部分ですね。上から3行目ぐらいで事業者の自主的な取り組み、目標設定みたいな話もありますけれども、当然事業者がやるわけです。でも、なぜ事業者がやるかということについて表現上、例えば「リユースと中身保証の責任を担う事業者」という表現。これも基本はやっぱり安心・安全にあるわけですし、それなくしてリデュースは進められないというところから、そのところを単なる軽量化じゃないというところをちょっとアピールしたいなということで、入れていただければと思います。

○石川座長 わかりました。ありがとうございます。

ほかには何かご指摘、ご意見ございますでしょうか。

大平委員。

○大平委員 このページの一番下のほうの対応方向の上の行なんですけど、「安全性確保の面からも」というのがどうも意味がよくつながらないので、この一体化することで効率化できるという意見と、「異なる作業内容であり安全性確保の面からも一体化はできない」という、異なる作業内容だから安全性確保というのが何だろうなというふうに感じられるので、「異なる作業であり役割分担が不明確になるという面からも」というふうにしたら明確だと思んですけど。

○石川座長 「作業内容であり」がどこにかかっているのか、ちょっと不明確だという意味ですね。ありがとうございます。

○大平委員 すみません。もう一つ、このページの上から6行目ぐらいに「コンソーシアム」という言葉が使っていて、これは何か所か使っているんですけど、私、この言葉を知らなかったの、

大丈夫ですかね。要するに、この言葉を定義なしで使って理解されるのでしょうか。大方の理解を得られるのでしょうか。もしその心配があるのであれば、この言葉はやめちゃって、例えば「容器包装に関わる主体が協働する相互理解や」というふうにつなげれば意味が通じると思うんですけども、コンソーシアムと言う必要があるのでしょうか。

○石川座長 これは多分もう少し明確なイメージがあるという気がするので、いかがですか。

○長野室長 何か新たな場をつくりたいという趣旨でこういうことにして、官民協議会みたいな感じですね。だから「協議会（コンソーシアム）」みたいな感じにしたらいいかと思います。

○石川座長 言葉の明確化、定義というような形ですから、何か工夫させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃ、織委員、どうぞ。

○織委員 さっきの拠出金の質問の制度のところ、すごく重要だと思うので、自治体の方にちょっとお伺いしたいんですけども、実際拠出金を使ってどういうことをなさっているのか、どこが非常にきいているのか、これだけお金をもらって、これだけ助かっているみたいな話が、容りのリサイクルのところ直接的に書いてきているのか、あるいは一般財源として入っちゃって、そのままわかっていますみたいな話なのか、その辺、もしちょっと教えていただければと思うんですけども。

○原田委員 これ、前もちょっとお話ししたと思うんですけども、東村山市でアメニティー基金という基金をつくりまして、そちらに積み込んでいます。その環境ですとか、それから廃棄物処理、それから資源化、そういったものに毎年取り崩しをしまして活用させていただいている。その中には太陽光の発電といったようなものにも補助金として充てたりさせていただいております。

○織委員 つまり、割とプラスアルファ的な感じなんですかね。つまり、それがあから、より環境にいいことはやっているけれども、実際の分別収集の例えば何かに使っているようなイメージではなくて、むしろ、より普及啓発とか、今後よりいいものに使っていくみたいなイメージで捉えてよろしいでしょうか。

○原田委員 それは両方ですね。啓発活動にももちろん使わせていただいております。年に数回発行している啓発紙もございますので、そういったものに使わせていただいておりますし、実際の収集の費用にも充てさせていただいております。

○織委員 ありがとうございます。

○石川座長 多分実態は、そもそも自治体によってさまざまだというのと、それから、先が見通せる、来年幾らというふうに先が見えない資金でもあるというところがありますよね。だから、使い方はちょっと難しいのかもしれないという気がします。

ほかにいかがでしょう。

平尾委員。

○平尾委員 今のご議論にも関係はあるのですが、どこで触れるべきかわからないのですが、やはり市町村に対するお願い的なところでは、先ほどペットボトルのところでしたら参加してほしいというのがあったのですが、いわゆるその他プラにおいても参加していない自治体があるという問題について全く触れられていないのではないかなという点が1点です。どこかで、その他プラについてももう少し参加を求める提言が必要だと思います。この点についてどこかに書いてありますか。ちょっと読み切っていないかもしれませんが。

それからもう一つは、拠出金を求める意見に対応するものとして、やはり今の議論と同じことな

のですけれども、会計のあたりがまだクリアでないというのが皆さん思っていることだと思います。廃棄物会計をちゃんとやっていच्छるところもあれば、正直、費用がかかっています、かかっていますと言うだけで、本当にどのぐらいかかっているのかよくわからないという事情もあります。そのあたり、もう少し自治体の役割分担の中で、役割をもっと果たしてほしいという点も含めて頂きたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。6ページに関連する記述が若干あるようです。真ん中あたりですかね。ほぼ真ん中あたりの3行の Paragraph で、市町村における財政事情、ここで若干ですが触れてはいます。

ほかにはいかがでしょうか。

大平委員。

○大平委員 表現について最後に1つ、私の属する業界団体からぜひ発言してこいと言われたところがありますので、6ページの一番上です。1行目、ここにEPRとして事業者が積極的に役割を果たすべしというところが突然出てくるんですよ。前のページの最初の Paragraph を見ますと、3主体がみんなで連携してそれぞれ努力して協力してやろうということが書いてあって、なぜここで突然事業者というふうなのがよくわからないので、直すとすれば、リサイクル制度において関連3主体が役割を果たしていく方向というふうにしていただけるとありがたいと思います。

○石川座長 これは、大平委員のおっしゃることも突然と言われれば突然かなと思うんですが、リサイクルのところ、前のページの問題意識のところからいくと、問題意識の中の3つ目の Paragraph ですかね。EPRによって市町村の財政事情改善を求める声もある、しかしというところが、こういうのがあって、それが問題意識として前提にあって、この6ページの頭のところでは、EPRとして積極的な役割を果たしていくのはむしろ発生抑制であるという、そういうふうな流れのつもりでここはできているんです。そういうふうに読みづらいということだと、何かちょっと修文が必要かもしれないんですが。

いかがでしょうか、ほかに。

もしなければ、大きなテーマが2つ残っているので、それを議論したいんですが、一旦休憩にしたほうがいいですかね。10分休憩したいと思います。14時40分に席に戻っていただきたいと思います。

(休憩)

○石川座長 それでは、ちょっと時間を過ぎていきますので始めたいと思います。

それでは、まず店頭回収関係。回収方法のところですかね。これをまず最初にご議論いただきたいと思います。

私、ちょっとお休みの間に頭を冷やして対応方法で書き直したところをよく読んでいたんですけども、先ほどご議論いただいた中にはいろいろなレベルの大きな話があって、1つは容り法の中での役割分担みたいところにつながりかねない部分、つながる部分があると思いました。1つは、これは後で確認しないといけないんですが、私が聞いている限りだと、小売業は貢献しているんだから役割を認めてほしいというふうな話なんですけど、これだと容り法の中に小売業の役割というのをつくるのかという話にも聞こえるんですね。そうすると、容り法の中でメーカーは再商品化費用を払って、自治体は分別収集と選別を開始しなさいというふうになっているところに、小売業というのは別な役割として何かつくるのかという話になると、容り法のフレーム全体に触れるなどという

のが私の一つの理解なんです。意味は違うかもしれませんが、それからもう一つは、これも大きな話で、廃掃法上の取り扱い。一廃、産廃、もっぱら物の類いの話、これはこれでまた大きな話になるなというふうに思いました。

その辺をちょっと議論いただきたいんですが、最初に、このもとの文章で真ん中辺で修正の入っていない「引き続き、容器包装リサイクル法の対象外として扱うべきである」ということになっているんですが、よく読んでみると、この文章自体がこういう議論をしていると曖昧だなという気がします。皆さん、同じ理解ですかというのをまず確認させていただきたいんです。容り法の対象外として扱うというのは具体的にどういう意味かなというのが、最初にこの文章を整理してまとめていただいた農水省さんのほうでどういう意図で、こういうつもりなんですというのをご説明いただいて、皆さん、そういうふうを受けとめていますかというところから始めたいと思います。

○長野室長 すみません。こちらで対象外として扱うべきであるというふうに書いた趣旨といたしましては、そもそも法的に位置づけるべきか、そうじゃないかという議論を前回していただいた中で、位置づけないということで書いておまして、ただ、その位置づけるというのはどういう趣旨かと申しますと、今、石川座長もおっしゃられましたが、この容り法の中に、小売事業者に新たな役割を、例えばこういういいものを回収するという、そういう役割を負わせて、それを法律の中で位置づけると、そういうところまでは考えていないという趣旨で、それを対象外というふうで書いていましたので、ちょっともしかしたらきつ過ぎるかもしれません。

といいますのも、今、小売さんが店頭回収をして、例えば白色トレイなどは回収をしたものの、量につきましては再商品化委託料の中から、容り法の制度の中からは引ける形で運用はできておりますので、そういうことをもって対象内じゃないかというふうに言われることがあれば、そうすると、もう既に対象になっているということにもなりますので、ここで対象外というふうに書いたという趣旨といたしましては、役割分担として小売業の役割を新たに容り法の中に位置づけるというところまでは考えていないという趣旨で整理をいたした次第でございます。

○石川座長 今、もとの案になる文章を書いた側の趣旨を説明させていただいたんですが、この表現は誤解を招くんであれば直しますが、その趣旨に基づいて何かご意見ございますでしょうか。

片山委員。

○片山委員 ありがとうございます。

今のところで、まさに、全ての小売業者が実施可能ではないことから、ということにつながっていると思っています。もっと言うと、コンビニエンスストアのように小さな店舗では、店頭回収ができない業態でもございます。その上の行で、例えば「スーパーなどの小売事業者が」というふうにしていただけると、よりわかりやすいかなと思うぐらいの気持ちでございまして、我々の場合は、こういう活動ができない環境にもございます。あとは、当然事業者が集めれば、それは容りルートには乗れませんので、そういう意味でも容り法の対象にはならないと理解しています。

○石川座長 いかがでしょうか。

じゃ、平尾委員。

○平尾委員 今の事務局のご説明であれば、そのとおりのかなと理解します。そういう意味では誤解なのだろうと思います。容器包装リサイクル法の分別収集分担の対象になって義務化されるというのはやり過ぎであって、義務でなければ、よい取り組みとして行って、何か法の上で位置づけられたらいいのではないかなという気持ちを持っているので発言をしました。そういうところから一切関係ない、逆に法に違反しているみたいにとられると嫌だなと。本来ちゃんと自治体でやらな

ければいけないことを、何か横取りしてやっているというようにもし捉えられているというか、私は実はそういうふう読みとってしまったものですから、もう少し表現を変えて、今、室長がおっしゃったような意図が酌めるようにしていただければと思います。

○石川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

もう一つのフレームの話としては、廃掃法との絡みというのものもあるんですけども、関連もあると思いますが、そちらのほうもいかがでしょう。

じゃ、本田委員。

○本田委員 7ページのところの、百瀬さんがおっしゃるようにガイドラインを示すことで、今やっていることが違法じゃないということを証明してほしいということが一番重要なポイントだと思うんですけども、ガイドラインというのは非常に難しいと思っていて、平成17年3月25日に環境省が廃棄物の定義について通知を出していると思うんですけども、それに対して平成17年7月4日に環境省がまたQ&Aというのをを出していて、そのときに、収集運搬費用が資源活用よりも高い場合は、これは廃棄物としてみなすかどうかというのを、これは直ちに廃棄物となるわけではなくて、総合的に判断して有用物であれば廃棄物でないというふうにも書いてありますので、そこが今回の店頭回収で集めているペットボトルのキャップとかペットボトルとか、そういったものを具体的に明示して、これについては、いわゆる環境省の通知、定義に基づいて順当に運用されているということを一言書いてあげれば、それで済むんじゃないかなと考えております。

○石川座長 ありがとうございます。大変具体的なご提案をいただきました。

私も、容りのこの件に関しては、小売店頭で集めているものって限られていますよね。いろいろな自治体によって集めているものが違うとかということではなくて、多分多くても10種類以下ではないかと思うんですけども、特に関連するものは、ペットボトルであるとかキャップであるとかトレーであるとか、あとはきっと紙パックですね。幾ら数えても、多分それをそんなに上回ることはないような気がするんですけども、もしそうであれば例示というのは可能性はあるんじゃないかなという気はするんですね。一般的にどこかで流通で集めているものをとて言い出すと、家電だとかいろいろな事例がいっぱいあって、自治体によっては、過去に事件が起こったような自治体では絶対そんなものは許せないと、一般的には許せないんだという話はいろいろあり得るんだと思うんですけども、先ほどの織委員がおっしゃったような、役務プラスチックとして例示する——役務プラスチックって、これは種類が多いですから、多分相当考えるべきものがあると思うんですが、スーパー店頭で集めているものというのは、私の頭の中でそんなに種類はないし、異論も余りないような気もするので、可能性としては例示してガイドラインを明確にするというのはあり得るなという、かなり有効かもしれないという気はしました。

この点、いかがでしょうか。流通の方とか、あと自治体の方で。

二村委員、どうぞ。

○二村委員 今のご提案について、いいような気もするのですが、どういった状況がありうるかと想像してみると、例えば卵パックなどもモールドの紙のパックのものだったのが、ペットの樹脂が出てきたらペットの卵パックだけ回収しよう、というようなことがあります。今後いろいろな変化が起きていく中で、そういうものも出てくると思います。そういうときに今のガイドライン方式で対応できるのか。かえって縛ることになってしまわないかな、ということ懸念します。モグラ叩きの一個一個また追加する、その手続に時間がかかる、というようなことにならないか。確かにそんなにたくさんの種類が店頭で回収できるかと言われればそうなんですけれども、かといっ

て例示で間に合うかというのはすごく微妙だなと思って伺っていました。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにこの点、関連するご意見ございませんでしょうか。

百瀬委員。

○百瀬委員 ありがとうございます。

ガイドラインというのにつきまして、先ほどの各委員や座長からの回答や意見に対して、私の感じたことを述べさせていただきます。スーパーの店頭回収の果たした成果と今後の役割について、今回のリサイクル方見直しで方向性を示して欲しい。長年スーパーマーケットがやってきた店頭回収はどのように位置づけされるのか、毎年増加する回収量を企業の負担でリサイクルし続けることに対して、その価値を評価してもらいたいと思います。

諸外国では小売業が自らの人とコストをかけて店頭回収していたが、デポジットや店頭回収そのものを中止してしまった例はありますが、この国において现阶段で、消費者が直接的にこのやり法に参加できる方法としては、自治体回収と、それから店頭回収なのです。また店頭で回収した使用済み容器包装においてはほとんどの企業が最終的な再製品化の確認をやりつつ進め、消費者にも購入できる製品化まで実施しています。ですから、そういった容器包装リサイクル法の中での消費者の役割、それから消費者と一緒に進める小売業の役割というところでは価値があるものではないかと、ずっとスーパーマーケットでは思っています。

店頭回収した容器包装の再資源としての品質は高く、特にペットボトルのボトル to ボトルの再生資源化では、スーパーマーケットで回収したものは非常にきれいなのでボトルにしやすいといった評価も得ています。ところが、ある自治体からはペットボトルこそ廃掃法で、産廃なんじゃないかと言われ、店頭回収するべきじゃないのではないかとという自治体すらあります。そうした中で店頭回収した容器包装は再生資源の国内循環であるということで小売業は進めているのです。ですから、産構審とか中環審じゃなくて、ここは食品容器を今後どうしていくのかということ議論する場なので、食品を取り扱っているスーパーマーケットが自ら販売するものの中で、回収しても役に立つものを選択して集め、それを確実にリサイクルできるルートに乗せて製品化して、またそれを売ろうとしているという、そういう循環の環をまわしているということ、まさしく循環型社会構築を目指して実施していることを、この取りまとめの中で以下に表現するかということを検討していただきたいのです。

反対に、「いや、それは社会的に意味がないのか」と、じゃ、今後小売業はどうしていくのかというようなことも私は深刻に受けとめています。それについてご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

大石委員。

○大石委員 消費者の立場としてということ意見と言わせていただくと、現実問題として、やはり今、もう消費者の中で店頭回収というのは一つの当たり前のこととして入り込んでいる。だから、自治体に分別して出すのと同じようにというか、逆に言うと、もっと物が限られているので、トレードとかペットボトルだとかというのは、もし近くにそういう出す場所があれば買い物のついでに持って行って出すのが当たり前になっていて、そういう分別収集をしているスーパーマーケットなどは、環境に関心の高い消費者から見ると、環境を配慮した活動をしている、CRS的に頑張っている事業者だというふうには見ていることは事実です。さらに、ここで全くそれが価値として認め

られていないかという、少なくとも消費者にとっては環境教育の場の一つでもあり、今までスーパーマーケットがやってこられたことを消費者として評価しているので、来店し買い物もしているのだと思います。

ただ、じゃあ全ての小売事業者がそれをできるかという、ここにも書いてあるように、全ての小売事業者にそれを法律的に義務づけることは無理であるということであれば、少なくとも消費者としては、今後も今やっている店頭での分別回収は進めていってほしいと思っているので、そこに行政などからの何らかのインセンティブというんですか、後押しできるようなものがあってもいいのではないかなというふうに、私は思いました。

以上です。

○石川座長 鬼沢委員。

○鬼沢委員 今、大石さんがおっしゃったことは、前回までも皆さん、そういう議論をされてきたと思うんですね。それでこの文章になっていて、要するに、最後の2行が入ったんだと思うんですけども、この文章でそういうことが読み取れないから、もう少し、もっと強くという百瀬さんのご意見なんですね。

私はむしろ、今までの文章に最後のこの2行を追加したことで、よりもっと強くうたわれているんじゃないかと思っているんですが、小売店さんの立場からいったら、もっとこの言い方を変えてほしいということであつたら、何か具体的にこういうふう書いてとかと提案していただくほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○石川座長 二村委員。

○二村委員 私も立場的に百瀬さんと同じで、先ほどほとんど言っていたかかなと思っています。実際には、さっきおっしゃっていた環境省の廃棄物の定義のガイドもあるんですけども、その解釈の幅が広くて、自治体によってどこからどこまでがこういう条件なら廃棄物なんだとか、廃棄物にはならない、とか、その判断が異なっているというのが現実です。それで、私どもも生協もそうですけれども、流通とか小売の側も非効率なことはしたくないわけですから、効率化をするためにいろいろな工夫をするわけです。納品の帰り便で持っていくとか、物流センターのそばにリサイクルセンターのようなところを独自に設けて1か所に集めて圧縮するだとか、いろいろな工夫をするわけです。そういったいろいろな工夫一つ一つが、現状では自治体によっては判断が異なるわけです。あるいは、環境省のガイドの解釈についても、私どもから見るとちょっと違うのではないかな、というような判断をいただいたりすることも実態としてはあります。なので、そういう意味で、この「ガイドラインを国が示す」ということの有効性がどの程度なのかと心配してしまう、ということです。

○石川座長 ありがとうございます。何かございますか。

榎本さん、どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。

皆さんの意見を伺って自分も思ったことは、やはりこの店頭回収は優良な回収のルートとしてこれからも継続していただかなければいけないと思いますので、そうすると、やっぱり事業者の方からすると、我々も事業者ですけれども、店頭回収をやっている小売事業者の方からすると、法的にグレーなままですと多分先細りみたいな形になってしまいますので、今回、6ページ目のほうの下の問題意識、課題としてはもう明確になっていまして、収集運搬に関する戻り便なんかの活用で法的に収集が難しい、そういったことが今回の妨げになっていますので、7ページのほうに行くとガ

イドラインという形で大きなくくりでまとめられちゃっていますので、冒頭百瀬委員がおっしゃったように、もっとこの6ページの課題をガイドラインのところでもちょっと触れていただかないと、多分これから、この文章だけを見ると、この議論の中をわかっていらっしゃらない方には伝わらないのかなという気がしますので、ちょっと考慮していただきたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

内容的には皆さん、店頭回収は非常に重要で、ぜひ続けていけるような社会を目指すべしというのは多分ご異論はないんじゃないかなと思うんですね。あとは、それを推していくために個々にどう表現するかということかなというふうに思います。

織委員。

○織委員 本当に2つ論点があると思うんですね。1つは違法なことをしたくないという、廃掃法上の問題をどうクリアするかという話と、それからもう一つは、こんなに頑張っているのに、これだけコストをかけてやって循環型社会のために費やしているんだから、もっとちゃんとみんな認めてもらって、もっと頑張る気を起こすように社会的に評価してもらいたいという、その辺のところだと思うんですけども、前者のほうはともかくとして後者なんですけれども、どこまで書き込めば、やっぱりほかのスーパーの人たちとかも納得していただけるというか、私たち、多分ここにいる人はみんな本当に多様な回収手段というのは確保すべきだと思っていますし、マテリアルに向くような同一素材をきれいな状態で集められるという点では、スーパーとか小売店にまさる手法はないと思っています。ただ、それを法に乗せたシステムとしてきっちりするのではなくて、今の段階では自主に負っているところがあるというところは事実だと思うんです。でも、それは私たちとしては感謝の気持ちをどの程度あらわせば何か納得していただけるのかなというのが、ちょっとその相場観が正直わからない。小さなところなのでじっくりと聞かせていただければ、それはそれなりに私たちは書くのはやぶさかではないし、言うのはやぶさかじゃないんですけども。

○石川座長 いかがでしょう。

○百瀬委員 違法ではないということの根拠について、議論していただければと思うのです。例えばもっと面倒くさい食品残渣でさえリサイクルループということで法的に認められています。ですから、使用済み容器包装に関しても、確実にリサイクルしていただける再生利用事業者に渡し、もしくは売って、それを再生資源として再製品化したことをメーカーに確認することができるリサイクルループを認定する制度をリサイクル法で制定することも、検討していただきたいのです。もう一つは、別にご褒美は要りませんが、容器包装リサイクルの役に立っているぐらいのことはどこかに書いてもらってもよろしいかと思いますが、どちらかといえばスーパーがCRSとして、勝手にやっているような表現はとても残念です。私どもは消費者に対しては、社会的責任でやっていますと言っていますが、かなり負担は大きくて、店からは「とても大変な作業」とか、「すごくお金がかかる」というような発言がある中で、「ゴミにしないでリサイクルを進めることは販売したものとしての責任でしょう」と言いながら、社内的な葛藤がありながらやっているのです。先ほどから委員の皆様から、「価値がある」と言っていたかましてありがとうございます。そういうふうに確かに価値はあるよというようなことが一言でも書いてあれば、それは今後も実施すべきことなんだという解釈ができるのです。

生協さんもスーパーも、それからフランチャイズ協会さんもそうなのですが、やはり容器包装を使って商売をしているということは、世の中にごみをまき散らかしながら商売しているのではないかという、そういうちょっとした——ちょっとでもない、大分罪悪感はあるんです。その中でど

うやったらそれを低減できるのかというのは、企業がこれから先も地域の中で——これは大事なことです。地域の中で迷惑をかけないようにやっていくにはどうしたらいいかということを実現した活動なのです。地域の自治体の回収では、毎日回収していないことや、もしくは自治体によっては回収していない品目も店舗ではいつでも店頭回収している。そういった地域での役割を果たしているスーパーはとてたくさんあるので、どこかでそういう一文があれば、今後も頑張れるのではないかと思います。織先生、ありがとうございます。そのとおりでございます。

○織委員 そうなんです。それを入れればいいと思います。

○百瀬委員 そうですね。ほんの少しのことなのです。ですから、ただ本当に、この文面を見ると、例えば社内に持って帰って「これって店が勝手にやっていることみたいに書いてあるけれどもどうということ」と言われたときに、「ああ、そうじゃないんです」と店頭回収を評価してくださる大石さんのような方が直接言ってくださればよいのですが。不況になったときに、国や社会が評価しない環境活動は中止しようということになりかねない。だから、企業としては国や社会にも認められ、そして社会的責任をとろうという意思、そして地域の消費者が理解して下さって協力して下さっているという後押しで継続できていたことなのです。本当に店頭回収というのは、使用済み容器包装の全体量からすれば、わずか一握りのものしか集めていませんが、地域の循環型社会の構築の中では一定の効果を出しているということ、どこかに入れてもらいたいと思います。

以上でございます。

○石川座長 ありがとうございます。

鬼沢委員、それから本田委員。

○鬼沢委員 今の百瀬さんのお話からいくと、この7ページの最初の上の2行目の最後に、「消費者への啓発効果が高いこと等」の後に「社会的価値が大きいことから」と一言入れたらいいんじゃないですか。それで全部をくくれるから。

○石川座長 具体的な提案ありがとうございます。

本田委員、どうぞ。

○本田委員 先ほどの提案にちょっと補足ですけれども、二村委員からも、やはり自治体によって判断が異なるというのもごもっともだと思っていて、あと、小売事業者さんもやっぱり上場されている会社が多いと思いますので、コンプライアンス遵守で、多分上司の方から自治体に聞いてこいと言われて聞くと、自治体の方も、環境省の通達を見て判断するしかないため、具体的に記載していないと判断ができなくなり、だめだと判断されるケースが多いと思いますので、やはり具体的に農水のとりにまとめに例示を書いたところで、これは何の法的根拠もないので自治体は判断されませんので、環境省の産業廃棄物課が通達を出すことができるので、そこに働きかけて書いてもらうべく努力するというふうなことをしない限りは、なかなか解決しないんじゃないかなというふうに思っております。

○長野室長 そのようなとりまとめ後の役割を担うことはやぶさかではありません。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

割と最初の議論をやっていたときよりはすっきり見えてきて、具体的なご提案もいただいたので、直すイメージもわいてきたかと思います。よろしいですか。

それでは、次の再商品化手法のところでご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

これもたくさんいろいろな論点が複雑にあって、最初、再商品化手法ということでマテリアルケ

ミカルを想定していたんですけれども、熱回収の話が出てきて、熱回収そのものをどうイメージしているかということもかなりありますし、もとの原案では、食品容器ですから、汚れているものは可燃ごみという話だったんですが、この点については原田委員からのご指摘がありまして、それぞれの自治体の基準に応じてごみとして出すべしというふうに直します。それを前提にお考えいただければいいんですけれども、そういうふうな話にするのか、それとも、集まってきたものについて汚れているから熱回収とか、リサイクルの手段の中に熱回収を入れる。ただ、これも現行入っていることは入っていますから、それとどう違うのかということころは、入れるべしという方は明確にさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうふうな論点があったかと思えます。どこからでも結構ですが、いかがでしょう。

じゃ、梶井委員。

○梶井委員 先ほど申し上げたことで、少し自分でもちょっと舌足らずだったところがあるのかなと思ひまして、これ、下のほうが消されております。ここを少し戻したらどうかというお話は、これはそのとおりです。

ただ、上のほうの文章が、現在は汚れているものは可燃ごみじゃなくて自治体指定のやり方というのは、これはこれでいいと思うんですね。私は、それに加えて、今すぐはこれでいいんですけれども、先々は、やはり何が本当に環境に対していいのか、それからエネルギーとして扱うとこんなメリットがあるだとか、そんなことも全て、それから、これからはもっと大事なことは、私はちょっとこだわっているかもわかりませんが、こういったものを長距離運搬してどこかへ持っていきみたいなのが非常に非効率で無駄が多いんじゃないかとか、そういったことをトータルで議論して、それで熱回収というのも一つの緊急避難じゃない手法に格上げするのか、いや、これはそうじゃないのかとか、そういったことをもっと議論が継続してやるべきではないかというか、これからまた議論を進めるべきではないかというのは付記したほうがいいんじゃないかという意見をちょっと申し上げようというつもりでございます。

○石川座長 わかりました。そうすると、この消した部分については、今のご意見を伺うと、LCAが全てかどうかわかりませんが、LCA的な観点から熱回収も含めてそもそも比較して研究すべしということですね。それを残すというご指摘かと思うんですけれども、一応それはLCAということでは、十分かどうかわかりませんが、一定のものは前回の見直し以降一応やってあって、いわゆる自治体のごみ焼却炉での発電とか熱回収というのは、ほかの手段と比べてははっきり劣る。そのときですから、CO₂とか資源消費しか評価していませんけれども、そういう計算できる指標で見るとははっきり劣るというのはわかっているんですね。そのときにRDFとか、ほかのものは結構ばらつきはいろいろあったかというふうに印象として思っています。

ですから、熱回収を入れるとしても、現行の熱回収は、緊急避難的な熱回収に関して言えば、これは効率の高いものしか認めませんから、恐らくLCA評価してもそんなに悪くはないと思うんですが、それはただし現行のもの、緊急避難で認められているものですね。それでいいのかという話ですね。それでいいのであれば、今の制度がそのままという話になるんです。見直しをするのであれば、どういう方向でどういう事実があるから見直しという話なのかなというのが私のちょっとした疑問なんですけれども。つまり、LCA的な評価って、一応前回の見直しからこれまでの間に少なくとも2回は多分やっていて、その結果からいくと、今申し上げたような結果になっているんですね。その結果そのものが不十分なのかどうかですね。

○梶井委員 これは、熱回収かどうかということを行っているというよりは、熱回収も含めてどん

な形がいいのかという、ですから、先ほど申し上げたのは、材料リサイクルの高付加価値化、それからケミカルリサイクルも日本独自の非常にすぐれた点が挙げられてきておりますし、それからあと、熱回収も効率によってどうのこうのというのがいろいろあります。それはあと、地域の問題も含めてとか地域性とか距離の問題とか含めて、よく言われるベストミックスみたいなものは何なんだというあたりを将来に向けて議論するという、そのときに熱回収を外して議論するんじゃないかと、含めて議論をするということをつけ加えたほうがいいんじゃないかという、そういう意見です。熱回収のLCAがどうかとかという、ちょっとピンポイント的ではないというふうに私は考えてお話ししたつもりですけれども。

○石川座長 私がお答えしたのは、1つは環境面でということであれば、そういうことが既にわかっている、さらにそれを細かくしても、全体として一般的な熱回収、平均的なケミカルとかいうふうな話であれば、これは平尾先生に後で伺いたいんですけれども、そんなにデータは更新されているのかという、あのときから何か変化がありそうですかというのが1つある。時間がたっていますから、もしそうであれば、環境面からいくとそういう結果だと。それから、そうじゃなくて、コストであるとかほかの視点を入れて評価するというんだったら、過去の研究ではやっていませんから、それは必要かもしれません。

○梶井委員 もちろんコストも全部入っています。ですから、距離なんかも、もちろんコストもかかりますしというところが余り加味されていない。ですから、環境だけじゃありません。

○石川座長 わかりました。コストに関しては入札のものがあるので、ケミカルとマテリアルに関してはわかる。熱回収はシステムティックなものが多分ないかもしれませんが、それはそういう状況ですね。

織委員、どうぞ。

○織委員 この容りの審議は10年ぐらい、もうずっといろいろな形でやってきているわけなんです。そうしますと、今おっしゃったご指摘のような話は、実はもう何回も議論してきているんです。それで、それが実はなかなか共有されていないところが大きな問題だと思っていて、今のお話なんかはリサイクル手法の検討委員会で1年かけて、LCAも含めて議論して、その上でベストミックスが望ましいけれども、現時点では技術的にマテリアル優先というあれも、はっきりもうわからないから次にやりましょうというような話になったというところもあって、そのときに結構データも出して、コストのことはやっていないですけれども、それも出ていたんですね。ですから、できましたら、こういうところでやっぱり一度過去にこういうこともやって、このときはこうなりましたということも踏まえた上で総合的に見ていきたいと思います。一言があればいいのかなと思いますけれども、何というか、いつも思うんですけれども、ここで過去のそういう経緯なんかを簡単に最初の段階で紹介していただいて、皆さん共通の認識に立って議論したほうが、やっぱり無駄はないかなとちょっと思いました。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

じゃ、大平委員。

○大平委員 どうもこの問題、ボタンのかけ違いというか、初めから問題の原因は材料リサイクルが一番いいんだという偏見から始まっていると思うんですよね。笑い話じゃなくて、これが産構審の中で、しかも十分議論しないで、経産省がつくった産構審の答申案の中に、もとの材料に戻るのが正しいんだと、したがってできるだけそうしたいと言っていたのが始まりで、そのときはまだ食

品用の白色トレイだけを対象にして議論されていたのが、ふたを開けてみたらいつの間にかプラスチック全体に及んでしまった。そこで、プラスチックのリサイクルや材料リサイクルがいいんだというのは、論拠もなしで、もう与えられた条件のようにしてずっと10年以上たってしまった。ここで一遍ちゃんと立ちどまって考えてみようよ。そのときにいろいろな視点があると思うので、材料リサイクルといってもいろいろあると思うんですよ。本田さんが一番よく知っていると思うんですが、材料リサイクルの中でも非常に高度なものがあるし、何か擬木ぐらいにしかないものもあるし、いろいろなばらつきがある。ケミカルリサイクルでも、結果として熱回収に回る部分が多いものもある。それから材料に戻るものもある。いろいろなばらつきがある。

それから、熱回収というか、ごみ発電のところも先生、先ほど評価したとき明らかに劣っていたと言うけれども、いみじくもおっしゃったとおり、そのときの劣っていたという判断基準は、CO₂の排出と省資源の、その2点から判断したわけで、ごみ発電で我々が考えなければいけないのは、公衆の衛生を守るための焼却という便益、これをどう評価するかだと思うんですよ。この焼却するという便益、その社会的価値を評価したら、これは次元が違う評価だから難しいでしょうけれども、ごみ発電に対する評価が変わってくると思う。そういったようなことが根本的に議論されないまま今に至っているので、なぜこの議論がされないかという、私の個人的な考えですが、利害関係が固まっちゃっているから現状を変えられないという、そこに問題があると思うんですよ。だから、それを一遍に変えるのは無理だけれども、ゼロベースで比較してみよう。材料もケミカルも何もし、とにかくいいものはいい、悪いものは悪いという評価をしてみよう、評価基準は何だか基準を決めてみよう、評価の仕方を検討してみよう、熱回収も含めてということ、ここで決めちゃわないで将来の課題として残しておくとか、そうすべきじゃないかと思います。

○織委員 よろしいですか。ちょっといいですか。もしかして議論とあれかもしれないけれども、ちょっと一言言っていていいですか。

なぜ熱回収とかが本当に議論になって、まさに大平さんがおっしゃったようにマテリアルが優先という話になったかというのは、当時の審議の過程のところで話をしていくと、1つは業界の団体のコミュニケーション能力の低さがすごく大きかったと思います。それで、今もしこの話がきちんと議論できなければ、それは業界の言い回しの欠点があることも重々認識していただきたいなと思っています。結局、業界の方は、利益考量から考えたら絶対にケミカルや熱回収のほうがいいのに、なぜマテリアルに固執するんだみたいな、そういう論調で頭からいつちゃっているわけなんですよ。やっぱりなぜ市民の人がマテリアル優先ということを思っているのかという、そこを考えながらやっぱり話すということをしなない限り、この話はすごく堂々回りだと思っているんですよ、幾ら理屈を言っても。

なぜなら、容リ包装のマテリアル優先が決まったときの話は、某鉄鋼メーカーの方が、とにかく経済的効率性を考えたときにマテリアルなんて考えられないという話をしていたわけですよ。もうそれはケミカルだったかコウロのあれだったか忘れちゃいましたけれども、とにかくそれ以外を考えるのはまるでばかだみたいな言い方をなさったわけですよ。はっきり覚えているんですけど、それで一気に消費者団体の方が物すごく反発したんです。それまではそんな流れじゃなかったんですよ、産構審の中で。わずか5分で雰囲気は本当に変わったんですよ。十分な議論をしないまま、もう時間もなかった、所管の論点もなかったのでマテリアル優先というのが決まった。

だから、物事ってそんな形なので、要はコミュニケーションみたいな話というのは、今後この議論をしていくときには、事業者の方は本当にそのあたりのことを少し考えていただきたい。もう一

回その轍を踏みたくなければ、ちょっとそのあたりを考えていただきたいなと思います。

以上、過去の10年前の経験をちょっとお話しさせていただきました。

○石川座長 ありがとうございます。

今、長野さんからちょっと教えてもらったんですが、8ページの上から2行目のところに、平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に関する取りまとめ」というのがございまして、これは中環審のものなんですけれども、これは小冊子があります。この中で優先的取り扱いを直ちに廃止すると結論づけるのに十分な材料が得られているとまでは言えないという話が、そういう結論は合っているんですが、これ、LCAの話でいうと、マテリアル、ケミカルに関して差はないんだというのが結論です。それをどう解釈するかというのがこの文章になっているんですね。それがあって、その8ページの下の方の赤いところの2行目ですかね、優先的取り扱いについては根本から再検討すべきと整理されている等のことを踏まえというふうな話になって、手法間の競争であるとか、同一手法の中でも競争を促すことが必要だと、そういうふうに書いているので、見直しが必要だということに関してはここで書いたつもりなんです。ただ、もちろん、何と何と何を考慮して見直すということまでは書いていなかったもので、梶井委員からの熱回収についても明記せよというご意見があったり、ほかにもそういうご意見があるかもしれません。そういう状況です。

ほかに何か。

三富委員。

○三富委員 再商品化手法の評価ということで、審議会のほうで、たしか前々回だったと思うんですけども提言があったと思うんです。マテリアル、ケミカル、それから熱回収、全て含めて新しい評価手法が必要じゃないかということで、1つは環境負荷、もう一つは経済性、つまり社会的コスト、それから資源循環性、この3つの軸でもう一度見直しをかけてみようというのが、たしかプラスチック推進協のほうからあった。そういう話があったということをおまじょうこでは加味しておかなければいけないのかなと思ひまして、情報です。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

二村委員。

○二村委員 今お話があった中にも関係するんですけども、環境側面からの評価だけではなくて、実際に実態的に分別ができる社会的な状態と申しますか、そういうものとの適合性みたいなものも考慮する必要があるのではないかと申しています。私自身は、その他プラなども分別をきちんとしていただける自治体ももっとふえたほうがいいと思っていますので、そう考えたときに、そういう取り組みをする自治体がふえるような方向性も必要かなと思います。なので、何らかの優先順をつけることは全くやぶさかではないのですけれども、今やれていない自治体ももうこれ以上できないというようなハードルになってしまつては、厳しいのかなと思っています。そういう意味では熱回収についても緊急避難措置ではなく、何らかの違つ位置づけにする、そこには当然軽重はあるべきだと思いますが、何らかの位置づけがあつてもいいのかなと思っています。

やはり今後、非常に高齢化が進むですとか単身化が進むといったときに、自治体のほうでも分別をしっかりといただけるような方ばかりではないと思うのです。そういう現実も考えると、「もう条件が満たせないののうちはおります」というような自治体が出ないようにすることは重要なかなと思っています。ただ、そのときに易きに流れるというのもいかがなものかと思うので、軽重とい

うのは必要だと思いますが、余りそこを閉ざすべきではないかなと思っています。

○石川座長 ちょっと言葉がよくわからないところがあったので、そこでおっしゃっている熱回収というのはどういうものを指すんですか。

○二村委員 具体的にこういうものということではないですが、いわゆるマテリアルかケミカルしかないとか、そういう状態ではないことを言っているだけです。特にこの手法というものがあるわけではありません。今取り組めていない自治体でも、この方法だったら取り組めるとか、あるいは今後、社会的になかなか分別が厳しいような地域性みたいなものが出てきたときに、今の手法だけではだめだというときに、何らか違う方法があれば、そのほうがいいかなということですので、特段この手法を特に評価しているということではございません。

○石川座長 いや、私が聞いたかったのは、分別が厳しいという話になると、結局ごみ焼却という話じゃないのかなという気がしたものですからね。今の制度でも熱回収を認められていないわけではなくて、緊急避難的には認められているというのがあるわけですから、そうじゃない熱回収ってどういうイメージかなというのが私の質問の趣旨です。精度は低いけれどもそれなりに分けていて、それをRDFか何かにするというふうな話なのか、それとも、諦めて燃やすという話だったら、むしろ容りに参加する自治体が減るという方向の話かなと思ったものですから、それをちょっと伺いたかったんです。

○二村委員 すみません。私もそのあたりは正確に理解してなくて、緊急避難措置というのが、例えばそれが常態化したら、やっぱりそれはまずいわけですよ。

○石川座長 まずいでしょね、きっと。

○二村委員 ということになると、その緊急避難措置は続けられないので、では続けられないのでおきますという話になってしまわないかなと思ったので、そこは今の緊急避難措置と言われている熱回収の状態のままでいいかどうかはわかりませんが、一定の条件でもって認めるというようなことも必要かなということですよ。

○石川座長 片山委員。

○片山委員 ありがとうございます。

9ページの赤で修正された部分ですけれども、3行目のところで「除去できないものもあり、効果的にリサイクルをするためには、このようなりサイクルが困難な食品」と書いてありますが、この「効果的にリサイクルをするためには」をあえてここに入れているのだらうと思います。「このようなりサイクルが困難な食品の」だけでも良いと思いますけれども、あえてここに「効果的にリサイクルをするために」というのを入れることで、この下で削除された言葉を簡単に説明してこのようにまとまっているのだと思います。ここをもう少し丁寧に書くと、よりわかりやすくなるのではないかと感じました。

以上です。

○石川座長 確かに、ここだけずっと読むと、リサイクルするためにリサイクルをやめろというふうな気がしますよね。よく考えるとわからんでもないんですけども、何かありますか。

○長野室長 これは、今の基本方針で、余り汚いものが入ってきちゃうとリサイクルが結局お金がかかってしまうので、効果的なリサイクルをするためには、こういうものは自治体の区別に従って、リサイクルじゃないほうに出してくださいというところを書いただけです。

○石川座長 ちょっと表現として、ここだけずっと片山委員に言われて読むと、何か変な気もちょっとしないでもないので工夫を考えます。

ほかにいかがでしょうか。

榎本委員、どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。

同じくこの9ページのところで上のほうで、リサイクルが困難なものは可燃ごみとしてということがありますので、自治体のほうでいろいろ可燃ごみの扱い、分別方法が違うのは承知しているんですが、少なくともこの容り法ではできるだけ統一して、消費者の方がなるべくわかりやすいような、これはリサイクルできるもの、これは残渣がついてできないものみたいな形を分別基準である程度明確にするのと、それと、どうしても熱回収は今確かに緊急避難的なもので認められているんですが、継続して全体の中でリサイクルの位置づけみたいなようなことも必要だと思いますので、9ページでばっさり斜線で消えちゃっていますけれども、何らかの形で継続するような文言もちょっと残していただければというふうに思います。

以上でございます。

○石川座長 ご意見、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

今の熱回収に関するところは、どうでしょうね。現状は緊急避難的というのがついているがというのが1つあって、実態的には非常に高効率を求められるので、実態的にはほとんど入っていないというのがあります。この2つ、緊急避難じゃなくて一つの手段として認めるべきであるという意見が1つあるんだと思いますね。それを検討するべきであるというのが1つあるだろうと思います。それから、環境負荷だけじゃなくて総合判断をして長期的に検討するときには幅広く検討するべきであるというご意見があるかと思えます。

これに関して何かご意見ございますか。

皆さん、熱回収を緊急避難的じゃなくて、1つは現行の、非常に難しいんですけどもハードルの高い熱回収ですが、わかりやすく言うと緊急避難的というのは外したほうが良いというご意見と、それは何人かの方からあったと思います。ほかに外すべきでないというふうなご意見がございましたら。

私自身は、これは3Rの上位のほうのお話で、熱回収は別扱いというのがあるから、同じにするというのは簡単にここで、じゃ、同じにしましょうというふうには多分ならないだろうと思うんですけども、その辺、ご意見を伺いたいんですけども。

平尾委員。

○平尾委員 ちょっと何を言おうかなと思っっているのですが、前回の議論でもありましたように、やはりマテリアル、ケミカル、熱回収という3つの分類以外に、もう少しそれぞれの価値の高さの議論が入れば良いと思います。その中で、今座長もおっしゃったように、現在の緊急避難のための熱回収というのはかなりハードルが高い内容になっているのですが、そのところについてあまり内容をご存知ないままで議論しています。熱回収の緊急的な措置による熱回収というものが具体的にどういうレベルのものを指しているのかというようなことをご理解いただいた上で、入れるべきかどうかという議論をしないといけなと思っています。ですから、ここで熱回収をやるべきだ、やるべきじゃないということはちょっと言いにくいと思っています。議論しにくい状況を踏まえて、やっぱりその議論をちゃんとしましょうと提言することが、まずは第一歩の対応ではないかなと思います。

もう一つ、今気になっていたのは、競争の活性化という点についてよく読むと「高付加価値な工

業製品の促進化はじめ」ということで、高付加価値な製品に利用するのが競争の活性化というふうにも読めるのですが、さっと読むと、入札で勝負するのが競争の活性化になるのかなというように感じもしないこともありません。現在の入札制度において、とにかく高度なほうに入ったマテリアルリサイクルは、先ほど本田委員からお話があったように、その中での競争はもちろんあるんですけども、それはそれとしても、一応ある程度の優先はあるわけです。もう少し競争の活性化という言葉を実際に技術的なレベルでの競争と位置づけて、そちらに優先をちゃんと与えるというようなことが書けるといいなと思っていました。ちょっとまだまとまっていはいないのですが、その辺のところは気になっているということでございます。

○石川座長 手法内での競争の活性化の明確化という感じなんですかね。全体がどこがどこにかかっているかというのはちょっと曖昧なところがありますね、現行だと。

ありがとうございます。何か。

○平尾委員 つまり、単純に経済競争だけではなくて、技術力の高いところは結果としてはやっぱり優先されても制度は必要だと思います。単純な入札競争だけではなくて、技術力の高さで競争できるところも目指してほしい。そのときには熱回収もちゃんと含めて議論できるのではないかと思います。

○石川座長 熱回収のところを別にする、総合的評価の制度というのは割とそれを取り入れようとしている、取り入れている制度ですから、それをさらに強化促進するというんですか、もっと進めるということでしょうかね。総合的評価の……。

○平尾委員 総合的評価の話だと、私、ちょっと意見が違って、総合的評価は非常に複雑ではないかなと思っています。一度ここで容り協さんにご説明いただいて、入札制度はどうなっていますかと聞いて、A、Bだとかとかついているということで、結局理解できないということでした。やっぱり評価というときに、また何か細分化して技術のランキングをつけるというようなことではなくて、もっとすっきりと、ここにある工業製品の製品化の促進という形で課題として挙げてある家電、自動車の部品という用途が明確なゴールに見えるような議論が必要だと思います。

○石川座長 そうですね。総合的評価がわかりやすいかということに関しては、私は平尾先生と全く同じ理解なんですけど、それは制度の趣旨として私はそうなっているなと思っていて、恐らく当事者は勉強してやりますから、それなりに動いているんだろうと思うんですね。ただ、それはほかの人には多分わからない制度になっているのはそのとおりだと思います。そうすると、そういう趣旨の制度をもっと進める。さらに当事者じゃなくてもわかるようなわかりやすい制度、評価法のほうがいいというふうなお話ですよ。

○平尾委員 そうです。そのとおりです。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○長野室長 大変多岐にわたるご議論をいただきましたのであれですけども、現行上、やはり今のリサイクルをマテリアルなりケミカルでそれぞれ競争を活性化させてやっていくということに対しては異論がないのであろうと、そして、コストを削減していくということに関しては異論がないのであろうと思います。先ほどの技術力の高さを踏まえてというところがちょっとニュアンスが出るように修正を図りたいと思いますが、それと、この熱回収について検討するということについて、梶井委員からもありましたように、少し時間軸が違う話ではあるかと思いますが、最後のところに中長期的に皆さんご指摘いただいたいろいろな評価軸も踏まえて総合的に検討を続けること

が必要であるとか、そのような、これで終わりではないと、要するによりよい制度を目指していくんだというのがニュアンスとしてわかるような記載を追加するというのでいかがでしょうか。

○石川座長 どうもありがとうございます。

時間的には予定より若干押しているのですが、大変熱心にご議論いただいて、どうしたものかというところもちょっとあるんですけども、途中でいろいろいただいたご意見で具体的な、こう直したらという意見もたくさんいただきましたので、いただいたご意見をもとに、また事務局と私のほうで修正をして最終的なものに整えたいと思います。

きょうご議論いただいた感じでも、多様ですごくいろいろなご意見がありますから、こういう声があったとか、そういう両論併記的な表現もかなり入るかなとは思うんですけども、まとめさせていただきたいと思います。

会議のスケジュール的に言って、今回でとりあえずとりまとめをしたいという都合がありまして、お任せいただきたいと言って私は大丈夫かと大変心配になるんですけども、一応一任していただければ、私のほうで案をつくりまして、もちろんこれは一方的にできましたというふうにお出しするつもりはなくて、皆さんにメールでさらにご意見を、これでいいですかというふうなことはお伺いしてまとめたいと思いますが、それを前提に一任させていただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、早速とりまとめをつくりたいというふうに思います。

それでは、せっかくこれだけ議論していただいたものですから、よいものにして合同会合のとりまとめに反映されるようなことを目指して、適切な時期に事務局から調整していただいて、合同会合のほうに出したいというふうに思います。

それでは、懇談会での議事については一応これで終了ということにさせていただきたいと思います。皆様方には本当に、去年の11月以来ですから、1年弱の間に8回にわたって毎回大変熱心にご議論いただきました。感謝いたします。私自身、座長として随分しゃべらせていただいて、普通こんなじゃべっちゃいけないんじゃないかと思うんですけども、大変中身のある議論をしていたんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、これが合同会合に適切に反映すれば、向こうはなかなかこれだけの議論はできないですから、いろいろな意味で役に立ったんじゃないかなというふうに思います。人数は少なかったですけれども、皆さんから、合同会合の場では議論できないような、その当事者にしか関係がないけれども、その当事者にとっては非常に重要な論点というのがたくさんありました。また、その当事者が1つだけじゃなくて幾つかになっていて、大変な、きょうご議論いただいたようなご議論も深いところまでお話しいただいて、皆さん、私もそうなんですけれども、大変理解が深まったんじゃないかというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○長野室長 皆様、本当にありがとうございました。

最後になりますけれども、当方の石田審議官から、座長をはじめ委員の皆様方に対しますお礼を含めまして一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

○石田審議官 審議官の石田でございます。きょうは本当に長時間にわたりありがとうございました。

この会議、今も座長からお話がありました、去年の11月、冒頭、当方の局長からも挨拶させていただいてお願いをしたと思います。きょうも本来でしたら櫻庭局長が参るところなんですけれども、国会等いろいろございましたので、私のほうからかわりにご挨拶させていただきます。

本当に8回にわたりまして、さまざまなことにつきましてご高見を賜りまして本当にありがとうございました。私もここに同席させていただいたのは、ふだんは長野と谷村とにお任せしていたんですけれども、きょう初めてでございますけれども、今、座長からお話がありましたように、本当に率直かつ建設的なご意見のやりとりを、私も長く役所に勤めておりますけれども、これぐらい活発な研究会というか、意見の懇談会というのなかなかそうは余り経験させていただいていないなと思いつつ聞かせていただきました。

本当に皆様、それぞれお立場も当然違いがございますし、そういう中で当然ご主張もしていただきますけれども、さらにその立場を超えたような、広く何とかそこをカバーし合えるようなご意見もいただいたなというふうに思っております。こういうご経験をさせていただいたこと、あるいはこういう場を共有させていただいたということ自体が、この法律の今後の運用とか推進に当たってもますます生きてくるのかなというふうに思わせていただいております。

今、座長のほうからもありました、このとりまとめの予定のものでございますけれども、今後の産構審、中環審の合同会合等の議論に生かせるように、先ほど長野からも決意表明があったと思っておりますけれども、頑張らせていただきたいなと思っております。

また、本日をもって一応の区切りでございますけれども、今後の合同会合の状況も見ながら、場合によってはということでございますけれども、改めて皆様方のご協力を仰ぐこともあるかもしれないというふうに存じてございます。その際にはまたよろしくお願ひしたいと思っております。

本当に長時間ありがとうございました。

○長野室長 それでは、これで食品容器包装のリサイクルに関する懇談会を終了させていただきます。

とりまとめにつきましては、先ほど座長からございましたとおり、調整をした上で皆様方に案を送付したいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

本当に長らくありがとうございました。

午後3時49分 閉会